

平成 21 事業年度における業務の実績（自己評価）

平成 22 年 6 月 30 日

総務省独立行政法人評価委員会  
平和祈念事業特別基金分科会

# 第2次中期計画21年度業務の実績に関する項目別評価調書(案) 目次

平成22.6.30 現在

	頁		頁
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		③引揚者に対する慰労品の贈呈 . . . . .	56
1. 業務経費の削減 . . . . .	1	(2) 標準期間の設定 . . . . .	58
2. 外部委託の推進 . . . . .	5	(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 . . .	61
3. 組織運営の効率化 . . . . .	7	5 その他の重点事項	
4. 随意契約の見直し . . . . .	9	(1) 効果的な広報 . . . . .	63
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に 関する目標を達成するためにとるべき措置		(2) ホームページの充実 . . . . .	66
1. 資料の収集、保管および展示		(3) 地方公共団体との連携強化 . . . . .	68
(1) 資料の収集 . . . . .	12	(4) 関係資料館との連携 . . . . .	69
(2) 資料の保管 . . . . .	16	(5) 職員の雇用問題 . . . . .	71
(3) 資料の展示 . . . . .	19	(6) 基金記録史の作成 . . . . .	72
(4) 基金解散後の資料等の在り方 (インターネット資料館の構築) . . . . .	34	(7) 書状贈呈事業及び特別記念事業の 認定原議の電子化 . . . . .	73
2. 調査研究		第3 予算、収支計画および資金計画 . . . . .	74
(1) 労苦の実態把握 . . . . .	36	第4 短期借入金の限度額(計画はない) . . . . .	76
(2) 外国調査の実施 . . . . .	38	第5 重要な財産の処分等に関する計画(計画はない)	
3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等		第6 余剰金の使途(計画はない)	
(1) 記録の作成・頒布 . . . . .	40	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(2) 講演会等の実施 . . . . .	43	1. 施設及び設備に関する計画(計画はない) . . . . .	77
(3) 語り部の積極的活用 . . . . .	48	2. 人事に関する計画 . . . . .	78
(4) 催し等への助成 . . . . .	51	3. その他業務運営に関する事項	
4. 特別記念事業等		(1) 環境対策 . . . . .	80
(1) 特別記念事業の実施 . . . . .	54	(2) 危機管理 . . . . .	82
① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 . . . . .	55	(3) 職場環境 . . . . .	83
② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 . . . . .	56	(4) 内部統制・ガバナンス強化 . . . . .	84

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務経費の削減	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費(特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く)、管理費及び人件費の合計)について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下(通年ベース)とする。 また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)</p> <p>(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 業務経費の削減	業務経費(特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く)全般の削減については、業務運営の効率化を進め、更なる節減に努める。	<p>○ 経費の削減</p> <p>平成21事業年度の業務運営に係る経費総額(決算額)は798百万円であり、平成19事業年度の総額(決算額)1,264百万円と比較し、△466百万円の減額、率にして63.1%となっている。</p> <p>なお、平成21年度の予算額は1,105百万円であり、決算額は798百万円である。うち人件費が166百万円で事業経費の執行額は632百万円であり、執行率は72.3%となっている。これは徹底した予算の執行管理を行ったことによるものである。</p> <p>① 20年度に増して徹底的な一般競争を実施したことにより、職員の仕様書作成、進行管理等の負担は増加したが、約94百万円の節減が可能となった。</p> <p>② 申請書類の電子化等において、電子化中止の見直し判断の基に、リスト作成、申請書類の指定倉庫への移管等を職員が実施することにより経費を節減したり、解散広報の中止などにより約68百万円の業務見直しが可能となった。</p> <p>③ 理事長交代に伴う非常勤化及び職員の機動的な配置に伴う削減等により32百万円の減額が可能となった。(役員報酬△7百万円、職員給与△20百万円)</p> <p>なお、参考ではあるが、中期計画においては、最終年度(平成22年度を通年ベースに換算)の割合を19年度の75%以下とするとしており、既に平成22年度の年度計画において、中期計画を達成するための節減額(△33,868千円)を留保した事業計画474百万円(通年ベース948百万円)が承認されており、目標達成の確約が見込まれている。(2頁参考枠を参照)</p>

単位:百万円 参 考

	19年度決算 (基準)	20年度決算	21年度決算		
経費総額(決算額)	1,264	965	798	22年度予算額	508
対19年度比較増△減額		△ 299	△ 466	中期計画達成の ための節減額	34
対19年度比較増△減率		△ 23.7	△ 36.9	改予算額	474
対19年度比(%)	100	76.3	63.1	22年通年ペー	948
				対19年度比	75%

○ 具体的な効率化策

21年度の具体的な効率化策としては、次に掲げる業務を企画競争から一般競争に移行したことによる。

- ア 特別企画展・平和祈念展の会場設営等業務
- イ 高校生平和祈念ビデオ制作コンクール運営等業務
- ウ 「語り部」学校派遣業務

○ その他

基金では、主たる事務所として総務省第二庁舎を平成19年7月から、また、平和祈念展示資料館の設置場所として新宿住友ビルを平成12年から賃貸している。  
主たる事務所については、以前は資料館と同じ新宿住友ビルを賃貸していたが、経費の削減を図るため、第二庁舎に転居している。使用面積は、役職員30名に対し370㎡となっている。

平成21年度人件費額は166百万円で、平成17年度の196百万円と比較して30百万円の減額、率にして15.4%の削減となった。これは、20年度に引き続き21年度も基金がスタッフ制の体制である利点を最大限に生かし、業務の見直し調整を行うことにより、21年4月～10月期は3名、11月～翌年の3月期までは2名の定員を下回る減員体制で業務を執行することができたことが、主な要因として考えられる。

また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)についてみると、21年度は110.8(20年度116.8)で昨年度より6.1の減となっている。100を越えているのは、法人の事務所が東京都特別区のみに所在すること及び対象職員数が10人と少ないため、国の平均対象者約16万人(行政職俸給表(一))と比べると職員個々の諸手当の増減が指数の数値変動に大きく影響することが、主な要因として考えられる。年齢、地域を勘案した指数は97.5、年齢、地域、学歴を勘案した指数は94.0となっている。

現在、基金は原則として独自に職員の採用は行っておらず、国との人事交流により人事異動を行っており、ラスパイレス指数の独自の改善は、基金独自の努力では非常に困難を極めた状況である。

(2) 給与水準について

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

しかしながら、人件費総額の抑制については、書状担当から展示フォーラム担当の配置換え等業務体制の見直し等を積極的に実施することにより、21年度末においては、中期目標の4.5%に対し、5.2%を達成しているが、22年度においても積極的に推進することにより、定員18人に対し現員13人で職員配置がされており、達成が確実視されている。

定員	名			
	20年4月	21年4月	21年11月	22年4月
18	16	15	16	13

以上のおり、業務経費及び人件費において目標の最終年度は22年度であるが、21年度において目標を十分に達成できる目途を付けることができているものである。

平成21年12月22日付総官特第130号で要請のあった「貴法人の職員の給与等の水準の適正化について」は下記のとおり適切に対応した。

- ①独法独自の諸手当については、該当は無い。
- ②法定外福利費の支出については、健康診断及び医薬品購入等に対し支出し、国民の理解を得られるものみに支出し適切に対応した。(レクリエーション経費、慶弔見舞金に対する支出は行っていない。)

	人件費決算額 (千円)	対17年度増 △減額(千円)	対17年度比 (%)	通算 (%)
17年度	196,690			
18年度	200,828	4,138	2.1	2.1
19年度	197,891	1,201	0.6	1.4
20年度	180,590	△ 16,100	△ 8.2	△ 1.8
21年度	166,409	△ 30,281	△ 15.4	△ 5.2

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	16 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

## ■ 評価結果の説明

業務経費については、19年度決算額に対し22年度の通年ベース額を75%以下にする。また、人件費については17年度決算額に対し22年9月までの4年6か月で4.5%削減するという目標に対し、21年度の事業経費は798百万円であり、対19年度と比較して△466百万円で63.1%となっている。これは、徹底した予算の執行管理と一般競争の徹底等によるものである。更に、22年度の事業計画において、474百万円の執行予算の承認となっている。また、人件費についても21年度現在で△5.2%を達成しており、22年度においても大幅な人件費増が見込まれないことから、目標の4.5%は達成できる見込みであり、事務経費及び人件費において「目標に対し大幅に上回って達成した」と認められる。

なお、当法人においては、主たる事務所として総務省第二庁舎を、また、資料館の設置場所として新宿住友ビルを民間から賃貸しているが、第二庁舎については、経費の削減を図るため国有財産を使用しており、十分効率化が図られていると認められる。また、使用面積は役職員30名に対し370㎡であり、過大にはなっていないと考えられる。資料館については、多くの来館者が期待できるよう、交通が便利であり、かつ分かりやすい場所にある必要があるが、現在の新宿住友ビルは、これまでの広報により一定程度周知が図られてきており、また、新宿ということで交通の便も良いと考えられるため、事業目的に照らし妥当であると考えられる

対国家公務員ラスパイルズ指数(年齢を勘案したもの)は110.8、年齢、地域を勘案した指数は97.5、年齢、地域、学歴を勘案した指数は94.0となっている。このことから、法人の事務所が東京都特別区のみで所在すること、職員の多数が国からの人事交流に左右され、指数に大きく影響するものの、地域、学歴を勘案した指数は100を下回っている。

### 「必要性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。

### 「効率性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

### 「有効性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進		
■ 中期計画の記載事項			
外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
外部委託の推進	外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。	<p>法人の主要業務である慰籍事業については、法人が直接実施しなければならない事務・事業を除き、業務内容が専門的であり外注することが効率的な業務について外部委託を推進し、効率的効果的な事業の実施を図ることにより職員の知識の活用によるコスト削減や業務強化に努めてきたところである。</p> <p>なお、21年度の外部委託した「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」は、正に石碑製作と苑地整備工事のためのコンサルティング業務であり、その専門性から環境省の協力を得ながら、外部発注(企画競争)によってその業務を推進したものである。</p> <p>また、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」については、より国民にわかり易いネット資料館の構築を目指して、平和祈念バーチャルミュージアムを運営している東京都中央区役所の訪問など字幕、編集、資料などに間違いが許されないことが、内部のPTの編成、30回を超える打ち合わせ、CIO補佐官の助言、入札(一般競争)後の業者との調整も20回を超えるなどの対応を必要とした。</p> <p>更に、地方で開催する地方展示会等を実施する集荷、梱包、輸送及び飾り付け等の業務においては、法人がこれまで蓄積した展示手法に関するコア・コンピタンスの活用と委託先の専門的な知識や企画アイデアを活用し、併せて法人における更なるコア・コンピタンスの蓄積を図ってきている。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	11 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>外部委託することが効率的と認められる業務について、外部委託を推進するとの目標に対し、21年度は新規事業として「慰霊碑建設に伴うコンサルティング業務」を企画競争で、「インターネット資料館構築に係るウェブデザイン等業務」を一般競争により外部へ委託することにより、コスト削減や業務強化に努めている。また、法人の主要業務である慰籍事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう十分に配慮しており、特に地方展示会を外部委託しても、主要業務の展示飾り付けについては、法人のコア・コンピタンスの活用を努めており、また、コア・コンピタンスの蓄積の体制を確保していることから、「目標を十分達成した」と認められる。</p>			

### 「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

### 「効率性」

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

ただし、これらの外部委託は、発注後の職員の業務に対する理解度をより高めるものでなければならず、職員には効率的な対応を求めている。

### 「有効性」

少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。

法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さ、業務運営の効率化などは、外部委託すれば自ずと得られるものではなく、職員同士のディスカッションや勉強、業者との打ち合わせなどお互いの協力関係により、保たれるものと考えており、例えば「インターネット資料館の構築」を完成させるまでに26回のPTを開催するなど職員の資質の向上が図られたと認められる。また、コアコンピタンスの蓄積にも役立つ結果となった。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 組織運営の効率化		
■ 中期計画の記載事項			
各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人員配置の見直しを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
組織運営の効率化	組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。	<p>中期計画を達成するために、年度計画の進捗状況を4半期毎にとりまとめ、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のいわゆるPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の手法により、役員会において年度計画の進捗状況の報告を行うとともに、理事長等役員からは常に業務量と人員配置について留意するよう指示を受けている。また、毎週開催される連絡会において、各担当の業務内容について進捗状況の報告がなされ、業務全体の把握が可能となるとともに、その場においても必要な指示が出されている。</p> <p>人件費の削減の中で組織の活性化を図るためには、業務体制の見直しと機動的な人員配置が不可欠であることから、21年度の措置は、特別記念事業が終息を迎えている書状贈呈事業担当職員を1名減とし、労苦継承事業として国へ引き継がれる展示資料館事業を担当する展示フォーラム担当職員を1名増とし、3名体制とした。(結果は、展示フォーラム担当に配置されていた基金採用職員が21年3月末に自主退職したため増員措置とはならなかった。)</p> <p>また、展示フォーラム担当職員を直接、資料館で勤務させることにより、職員自身が資料館業務を熟知できる体制としたことから、特別企画展(沖縄展)、平和祈念展(新宿西口展)、平和祈念展(広島展)の企画運営業務をより円滑に実施することができた。</p> <p>更に、11月に1名を増員したことにより、展示フォーラム担当参事を「インターネット資料館構築」の業務等に専念させることが可能となった。</p> <p>また、調査企画が担当する慰霊碑建設検討委員会の事務については、総務企画担当参事を支援体制に組み入れて協力体制を構築することにより、これらの業務を円滑に実施した。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

## ■ 評価結果の説明

役員会において、年度計画の進捗状況の報告・把握を行うことにより、組織の運営の効率化をガラス張りとしている。また、組織の活性化、業務の効率化、弾力的な遂行のために業務体制の見直しと機動的な人員配置に努めたことから、展示フォーラム担当が直接的に資料館業務に従事することが可能となったこのことにより、特別企画展(沖縄展)、平和祈念展(新宿西口展)、地方展(広島展)の企画運営業務をより円滑に実施する体制が確保された。

更に、11月に1名増員したことにより、展示フォーラム担当参事が「インターネット資料館構築」の業務に専念することが可能となった。また、慰霊碑建設検討委員会の事務について、総務企画担当参事を支援体制に組み入れて協力体制を構築できた。組織運営の効率化の観点からすれば、役員会への年度計画の進捗状況の報告と計画的な人事配置によって、組織運営の効率化の目標に対し「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

### 「必要性」

業務体制の見直し、機動的な人員配置を行うことは、組織運営には必要な取組である。

### 「効率性」

定期的に連絡会を開催し、役員から対処方針の指示が必要に応じて出されることにより、業務運営を効率的に遂行できる。

### 「有効性」

業務を限られた期間内に業務を処理するために、業務体制の見直しを行うことは、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 随意契約の見直し	
■ 中期計画の記載事項		
<p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。</p> <p>なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
随意契約の見直し	<p>「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。</p> <p>なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>法人においては、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請に基づいた会計規程等の改正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置については20年度に講じた。</p> <p>さらに、21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(以下「閣議決定」という。)が決定され、これを受けて総務省から11月20日付け総官特第118号により、契約状況の点検・見直しを行う機関を設置するよう要請を受け、独立行政法人平和祈念事業特別基金内部に、当基金の監事2人を含め外部有識者を委員長とした独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会を11月30日に設置した。</p> <p>また、22年4月の「随意契約等見直し計画」において、入札公告等の情報については、例えば、一者応札、一者応募の改善策として、当該調達の仕様書を当法人のホームページで公表することを規定し、即実施している。</p> <p>契約手続における適切な審査体制を確保するため、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施している。また、「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月の役員会において、監事に報告・審議し、了承を得る体制を取ることにより、チェック体制を確立をしている。併せて、会計監査人にも契約における内部統制の状態を説明している。</p> <p>「物品、役務等の契約締結状況」については、役員会において、監事に報告・審議し、了承を得る体制を取ることにより、チェック体制の確立を図っている。</p> <p>なお、これまで随意契約であったもののうちを平成21年度において一般競争に移行したものは、以下のとおりである。</p>

- ア ホームページの掲載業務(21年6月)
- イ 平和祈念展(東京)の会場設営等業務(21年7月) 等

また、平成18年度の「随意契約見直し計画」後の随意契約の件数の率が66.1%に対し、平成21年度の件数の率は49.1%と随意契約の割合が減り、随意契約金額でも見直し後の77.7%に対し64.2%と随意契約の割合が減少した。随意契約の金額の比率が平成20年度が47.3%に対し21年度は64.2%と増えているものの、金額で見れば20年度の609百万円に対し21年度は364百万円(主な内訳は、展示資料館の借料関係経費128百万円、及び昨年の評価委員会において関連法人に係る委託の妥当性については、当法人には関係団体との特殊事情が背景にあることから、やむを得ないとして認めていただいた関係団体の(財)全国強制抑留者協会等に対する地方展示会等の委託経費95百万円、事務機器の保守経費17百万円、都道府県への委託経費66百万円等である。)と△245百万円(△40%)を減額しており、十分に見直しを図っている。

平成21年度における契約状況について

		「随意契約見直し計画」				平成20年度実績		平成21年度実績	
		平成18年度実績		見直し後		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)				
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(4.8%) 3	(2.1%) 18,771,290	/		/	
一般競争入札等	競争入札	/		(9.7%) 6	(2.4%) 21,874,116	(29.2%) 19	(42.8%) 551,042,336	(37.7%) 20	(33.1%) 187,993,406
	企画競争・公募	(16.1%) 10	(13.5%) 122,102,306	(19.4%) 12	(17.8%) 161,265,423	(10.8%) 7	(9.9%) 126,893,859	(13.2%) 7	(2.7%) 15,228,800
随意契約		(83.9%) 52	(86.5%) 785,388,666	(66.1%) 41	(77.7%) 705,580,143	(60.0%) 39	(47.3%) 608,992,325	(49.1%) 26	(64.2%) 363,876,464
合計		(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 65	(100%) 1,286,928,520	(100%) 53	(100%) 567,098,670

(注1) ( )内は契約全体に占める契約種類別割合を示す。

(注2) 平成20年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(12件、8,098,489,162円)を含まない。

(注3) 平成21年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(11件、1,250,425,445円)を含まない。

当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

## ■ 評価結果の説明

法人における随意契約の見直しについては、21年11月17日の閣議において「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(以下「閣議決定」という。)が決定され、これを受けて法人内部に、独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会を11月30日に設置し、22年4月の「随意契約見直し計画」において、入札公告等の情報については、例えば、一者応札、一者応募の改善策としてホームページで当該調達仕様書を公表することを規定し、即実施している。

また、当法人では、契約手続における適切な審査体制を確保するため、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施している。また、「物品、役務等の契約締結状況」については、翌月に開催される役員会において、監事に報告し審議を受ける等のプロセスを設けており、審査体制は有効に機能していると認められる。

なお、執行状況は、平成18年度の見直し後の随意契約件数、金額、率も全て改善されており、「目標は十分達成」している。

これらのことから、平成19年8月10日閣議決定に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する等の「目標を大幅に上回って達成」と認められる。

### 「必要性」

「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。

### 「効率性」

当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得、随意契約の状況を把握することは、一般競争入札を推進する上で効果的・効率的である。

### 「有効性」

当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得ることは、随意契約見直しを行う上において有効な手段である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
(1)資料の収集		
<p>① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p> <p>② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
<p>(1)資料の収集</p> <p>① 関係資料の収集等</p>	<p>(1)資料の収集</p> <p>① 個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち未収集の重要な資料を効率的に収集する。</p>	<p>① 21年度の資料収集の方針は、当法人の解散が目前であることから、関係資料のうち、当法人が未収集であって、かつ重要な資料と判断したものとした。その方針に従って、21年度の関係資料の寄贈点数は、「抑留中入院していた病院の敷布の切れ端」を含め14点(寄贈者10人)であった。</p>

② 寄託から寄贈への切替え

② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。また、寄贈承諾を得られない所有者に対しては、引き続き、寄託の継続を依頼する。

② 寄託から寄贈への切替

寄託者(21年度期首の32人:資料件数349件)に対し、寄贈への切替の協力要請を行ったところ、5人から寄贈承諾を、2人から寄託期間の延長の了解をそれぞれ得ることができた。また、返却の申し出があった1人に対して資料を返却した。

表 寄託者の手続状況

	人数	改善率	資料件数	改善率
	人	%	件	%
21年度期首寄託	32	25.0	349	7.4
① 寄贈へ切替	5	25.0	13	7.4
② 寄託の継続	2		10	
③ 資料の返却	1		3	
④ 手続不能者	24		323	
うち手続き継続	24		323	

寄贈承諾書がない口頭了解による寄贈承諾者(21年度期首の436人:資料件数1,209件)に対し、文書による寄贈承諾を要請したところ、25人から寄贈承諾書を得ることができた。改善率としては、承諾取得手続者は5.7%、資料件数としては11.9%に止まっている。

表 口頭承諾者の手続状況

	人数	改善率	資料件数	改善率
	人	%	件	%
21年度期首総数	436		1,209	
① 承諾書取得	25	5.7	144	11.9
② 資料の返却	0		0	
③ 手続不能者	411	94.3	1065	88.1
うち手続き継続	59		306	
うち連絡不能	352		759	

なお、連絡先が判明している手続不能者には、寄託者で寄贈手続要請中の24人(23資料件数)と、口頭承諾者で寄贈手続要請中の59人(306資料件数)がおり、所在も明確であり郵便で書類も発送している。なお、20年度、21年度と2年越しで手続は継続しているが、電話等で連絡すれども対応していただけない状況である。

		<p>更に、口頭承諾者のうち352人(資料件数759件)は連絡不能者であり、文書による依頼はもとより電話等により2年越しで引き続き協力要請を行ったが振り込め詐欺の影響もあり、電話が着信拒否になったもの、電話にでないもの、電話に出てもすぐに切ってしまうものであり、今後においても寄贈者と連絡を取ることが非常に困難な者である。</p> <p>当法人の最終的な措置として、寄託者で寄贈手続要請中の24人の資料323件、口頭承諾者で寄贈手続要請中の59人の資料306件及び口頭承諾者で連絡不能な352人の資料759件については、寄贈の承諾の取得手続を終了することは、極めて困難であり、「手続未済」として所有者から申し出があるまで、当法人預かり、とし、当法人内の決裁で寄贈手続きを終了して、国へ移管出来る状態に整備する。</p>		
当該業務に係る事業経費	1,705千円	当該業務に従事する職員数	4名	
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B			
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、これまで未収集の重要な資料を効率的に収集することや、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼するという目標に対し、</p> <p>① 21年度の寄贈資料は、当法人が未収集であって重要な資料の収集に限定していることから、「抑留中入院していた病院の敷布の切れ端」など14点と限定されているが、これまで法人が所有していない実物資料であること。</p> <p>② 寄託から寄贈への手続きの切替及び寄贈承諾書のない口頭了解による寄贈承諾者に対しての文書手続きについては、20年度、21年度と2年越しの切替作業を行ってきたが、国への移管を目前にして既に十分に寄贈者に対し誠意を持って対処してきたことから、「手続未済」として所有者からの申し出であるまで法人が保有することとしている判断は妥当な判断である。</p> <p>これらのことから、寄託から寄贈への切替については「目標を概ね達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」 法人が所有する資料は、関係者に対し慰藉の念を示す重要な資料に加え、総務省に22年10月以降引き継ぐことが決まっていることから、所有権を明確にする業務は必要である。</p> <p>「効率性」 法人の解散を考慮して、21年度はこれまでの未収集の重要資料に限定したことは、実物資料の有効活用と保管コストの費用対効果を考慮すれば、評価できる。</p>				

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示													
■ 中期計画の記載事項														
(2) 資料の保管 基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。														
① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。														
② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。														
③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。														
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果														
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)												
(2) 資料の保管  ① 関係資料の体系的な保管、保管スペースの充実等	(2) 資料の保管 総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。  ① 適切な保管 ア 環境の整備 資料整備及び資料の引継ぎに支障を来さぬよう、良好な保管環境を維持する。	① 適切な保管 ア 環境の整備 前年度に引き続き、これまで法人に寄贈された12,784件に及ぶ実物資料は、平和祈念展示資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約98㎡の倉庫で保管し、11,981冊に及ぶ図書は実物資料とは別に、平和祈念展示資料館資料室、倉庫等で保管している。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度末</th> <th>21年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書資料</td> <td>11,920</td> <td>61</td> <td>11,981</td> </tr> <tr> <td>実物資料</td> <td>12,770</td> <td>14</td> <td>12,784</td> </tr> </tbody> </table>		20年度末	21年度	合計	図書資料	11,920	61	11,981	実物資料	12,770	14	12,784
	20年度末	21年度	合計											
図書資料	11,920	61	11,981											
実物資料	12,770	14	12,784											

② 関係資料の適切な保存措置

イ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿の倉庫に保管する。

イ 劣化防止

20年度に再点検を行った資料17,000件について、専門家と連携して、必要に応じて修理等を実施する。  
また、希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプスレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

イ 関係資料の修理等

21年度に寄贈された14点の実物資料について、その都度現状把握を実施した。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

【保存の処置】

- ・ 紙類は、タウ紙に包み中性紙製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、
- ・ 木類、金属類、皮革類等の立体物はタウ紙やビニール袋(空気穴あり)に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、
- ・ 軍服等の布類は桐箱へ収納など、いずれも資料に負荷がかからないよう配慮している。

【保管場所】

- 昨年に引き続き、美術品保管用の定温定湿倉庫(室温20℃、湿度60%)に保管。
- ・ 紙類、布類、木類、金属類、皮革類は絵画資料、複製資料とは別に保管。

【燻蒸処理】

法人は、保管する実物資料について、毎年一定の割合で燻蒸処理を実施している。ただし、21年度は、3月29日まで収蔵資料展が続いたため、次年度の5月に実施することとしている。

イ 劣化防止

21年度に寄贈された実物資料14点のうち劣化防止を必要とする紙資料9点について、ランク付け及び再点検の結果、保存状態が著しく悪い資料が見あらず、劣化防止処置は行わず、燻蒸処理は22年度に行うこととした。  
なお、21年度修理予定の実物資料12点が未修理の状態となっており22年度に実施する予定である。

③ 関係資料の電子データ化	③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。	③ 21年度は、同年度に寄贈を受けた実物資料14点については「資料データ管理システム」に追加入力を行い、同様に寄贈を受けた関係図書61点については「図書管理システム」追加入力を行った。 これにより、当法人が所蔵する実物資料は12,784件、関係図書は11,981冊となっている。	
当該業務に係る事業経費	13,480千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	B		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を概ね達成」と認められる。</p> <p>① 適切な保管 法人は、前年度に引き続き、これまで法人に寄贈された法人所有の実物資料12,784件について、平和祈念展示資料館等で展示しているものを除き、美術品保管専用倉庫内の約98㎡で電子データに沿って整理し保管し、11,981冊に及ぶ図書は実物資料とは別に、平和祈念展示資料館資料室、倉庫等で保管するなどコスト面でも配慮した措置は「目標を概ね達成」と判断できる。</p> <p>② 適切な保存措置 実物資料については、適切な環境での保存、劣化防止措置といった目標に対し、定温定湿倉庫での保管、積層配列等の必要な諸措置を講じていることは評価できる。</p> <p>③ 電子データ化 21年度に寄贈を受けた全ての関係資料14点について、資料データ管理システムに情報の入力を行ったことは評価できる。</p> <p>④ 燻蒸処理が次年度の5月に実施されたことは、集客策の一環として展示資料館の収蔵資料展開催が3月29日まで開催されたためであり、やむを得ない措置である。</p> <p>「必要性」 資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。</p> <p>「効率性」 関係資料を整理することは、基金解散後の資料移管等の効率的な実施に資する。</p> <p>「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、実物資料の適切な管理、効率性、有効活用という面から重要である。</p>			

<p>中期計画の該当項目</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示</p>
<p>■ 中期計画の記載事項</p>	
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、基金解散までの限られた期間ではあるが、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。 また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。 その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。</p> <p>② 特別企画展 関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。</p> <p>③ 平和祈念展 関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。</p> <p>④ 地方展示会 関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万人以上とする。</p> <p>⑤ アンケートの実施 平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得よう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。</p> <p>⑥ 関係資料の貸出し 基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。</p>	

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)												
<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p>	<p>(3) 資料の展示</p> <p>① 平和祈念展示資料館</p> <p>関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、リピーター等に対するアフターケアの充実、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続する。また、開館時間の弾力化等を行うことにより、入館者数の目標を5万2千人以上とする。</p>	<p>ア 展示内容の充実</p> <p>特設展示コーナーについては、テーマを決め、展示資料の入れ替えを計画的に行った。</p> <p>ア 21年4月～7月の間「戦場で見せた兵士の素顔」及び「大連からの引揚げ」をテーマに元従軍カメラマン小柳次一氏の写真、松岡康人氏のスケッチを中心に展示</p> <p>イ 同年8月～10月の間「水木しげるさんの戦争」、「西村晃氏の戦争」及び「満州・終戦時の混乱」をテーマに写真パネル、絵画、実物資料を展示</p> <p>ウ 同年11月～22年1月の間「描かれた戦時下の風潮」、「描かれた収容所の生活」及び「漫画家たちの記憶」をテーマに抑留絵画、引揚漫画及び関係資料を中心に展示</p> <p>イ テーマを持った展示資料の入替え(ミニ展示会)</p> <table border="1" data-bbox="1003 938 1977 1297"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年7月</td> <td>収蔵資料紹介—語り継ごう戦争体験の記憶—</td> </tr> <tr> <td>8月～9月</td> <td>終戦記念特別企画展</td> </tr> <tr> <td>10月～11月</td> <td>収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート1)</td> </tr> <tr> <td>平成21年12月～22年1月</td> <td>収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート2)</td> </tr> <tr> <td>平成22年2月～3月</td> <td>収蔵資料展 —資料が語る体験者の想い—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2月19日～3月29日の収蔵資料展の期間中に、語り部の配置及び学芸員による展示資料の説明会を同時に開催した。その結果、期間中の中の入館者数は4,718人となり、対前年同期間と比べ、818人の増加集客を図ることができた。</p>	年 月	テーマ	平成21年7月	収蔵資料紹介—語り継ごう戦争体験の記憶—	8月～9月	終戦記念特別企画展	10月～11月	収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート1)	平成21年12月～22年1月	収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート2)	平成22年2月～3月	収蔵資料展 —資料が語る体験者の想い—
年 月	テーマ													
平成21年7月	収蔵資料紹介—語り継ごう戦争体験の記憶—													
8月～9月	終戦記念特別企画展													
10月～11月	収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート1)													
平成21年12月～22年1月	収蔵資料紹介 —当時の生活が分かる品々—(パート2)													
平成22年2月～3月	収蔵資料展 —資料が語る体験者の想い—													

## ウ 所蔵図書の展示

- ① 21年12月～22年2月の間、寄贈を受けた自費出版等の一般的には入手困難な図書を「図書閲覧コーナー」の一角において、「所蔵図書特別展示会」として公開した。
- ② 来館者に対し、当法人出版の引揚漫画「遙かなる紅い夕陽」を年間9,322部頒布し、啓発に努めた。

## エ 広報の実施

平和祈念展示資料館の広報は、これまでの交通広告のほか、次のような広報媒体等を活用した。

- ① 広報用デザインの変更  
21年度は、4月から車額広告をはじめとして、定着している水木しげる氏のイラストを従来のものからアニメ調の柔らかい画風のものに入れ替え、より親近感をもたれるようにした。  
また、7月には「新宿西口展」の情報を入れたデザイン変更し、冬期(1月末～3月末)掲出については、「特別企画展」及び「フォーラム」の情報を入れ、デザインに工夫を施している。
- ② 若年層への広報  
「新宿ウォーカー」への純広告及び記事広告掲載。特に、若い男女のモデルを起用し館内見学体験記風の記事広告により20～30代への訴求を計った。
- ③ 教員等教育関係者への対応(小中高校)  
「教育新聞」(12月7日号)に特別企画展を中心とした記事の無料広告掲載(発行部数 23万部)を行い、教育関係者へ「平和祈念展示資料館」の周知を計った。
- ④ 小学校高学年への対応  
「自由研究テキスト(改定版)」として本文中に写真、地図、データ、イラストの更新を行い、平和祈念展(新宿西口展)で配布し、夏休みの小学生の資料館来館者増を図った。
- ⑤ 新聞による広範囲の広報  
1都6県版朝日新聞(3月6日)、読売新聞(3月7日)のそれぞれの朝刊に21年度特別企画展「収蔵資料展」の広報掲載を行った。
- ⑥ 中学・高等学校への対応  
全国の全ての国公立中学・高等学校16,089校にパンフレット及びチラシを送付(3月)。これらの資料等は、校外学習教諭宛に直接送付した。

- ⑦ NHK番組広報誌への広告掲出  
基金が、使用している「水木さんのイラスト」とNHK朝のドラマ「ゲゲゲの女房」放送開始によりNHK番組広報誌に広告掲載(3月25日号)した。
- ⑧ 外国語対応(展示資料館に常置 外国人来館者に配布)  
外国人来館者用に展示資料館に常置している「英文パンフレット」の地図を直して印刷した。同時に、本文中の故小林千登勢氏の和文についても英訳を付すこととした。
- ⑨ 月曜開館の周知  
20年度から引き続き、看板、車額広告、各種広告掲載等広報全般に渡って平和祈念展示資料館の「年中無休」を周知する広報を実施している。また、当法人のホームページにおいても、月曜日開館をお知らせしている。
- ⑩ ホームページによる展示コーナーの紹介  
当法人のホームページにおいて、ミニ展示、収蔵資料展等の開催に当たり、開催情報を盛り込んだ内容を紹介している。
- ⑪ 8月の新宿西口広場イベントコーナーで開催された「平和祈念展」に合わせて展示資料館の来館記念スタンプを更新したところ、三角ビルを形取ったデザインが好評を得た。

#### オ 団体見学者へ積極的対応

- ① 団体見学者4,713人のうち、事前に資料館の説明を希望した団体見学者の1,181人に対し、語り部、説明員による案内を行った。
- ② 当日急遽説明を希望された来館者、合計279人に対しても語り部、説明員による案内を行った。

#### カ アフターケアの充実

平和祈念展(新宿西口展)の開催に当たっては資料寄贈者やリピーター等1,546人に開催を案内するダイレクトメールを送付した。また、平和祈念展(広島展)においては689人、収蔵資料展(10月～11月開催)には1,363人、特設展示(11月～1月開催)には1,336人、収蔵資料展(12月～1月開催)には581件(団体宛)、収蔵資料展(2月～3月開催)には1,876人に対し、それぞれ展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。

キ 開館日・開館時間の弾力化等

8月8日(土)～10日(月)の資料館の閉館時刻は、平和祈念展(新宿西口展)の開催に併せ、通常の17時30分を20時に延長した。

また、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めた。このように、利用者のニーズに合わせた開館時間の弾力的な運用に努め、集客の底上げに努めた。

ク 入館者実績

21年度の集客数は52,000人以上の目標に対し、ゴールデンウィーク中の語り部の配置による積極的な集客対策により、前年の同期間と比べ入館者が663人増となったこと。8月の新宿西口広場イベントコーナーにおける平和祈念展の成功による終戦記念特別企画展の資料館入館者が昨年と同期間と比較して1,676人増加し、と5月～8月までは、21年度の企画が順調に入館者増と結び付いたが、21年5月の新型インフルエンザの大流行により、一般の方の入館が極端に減少するという現象が資料館にも9月以降1月まで顕著に表れた。その間、特設展示コーナー及びミニ展示等の努力を続けたが入館者は増えなかった。2月～3月に資料館で開催した収蔵資料展において語り部等を配置するとともに、ダイレクトメールによる展示会の案内など、更に積極的な集客対策を図った結果、同期間の入館者に比べ818人の増加を数年間で、49,268人の入館者を得ることができた。目標値の52,000人に対し94.7%ではあるが、20年度の入館者(48,272人)と比べ新型インフルエンザの大流行による影響で入館者数減が見込まれたにもかかわらず、種々の企画力により996人(増2.1%)の増となっている。

年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
20	2,870	4,098	3,232	3,801	7,528	4,383	4,123	4,350	3,405
21	2,840	4,807	4,124	4,577	9,204	3,768	3,455	3,323	2,510
年	1月	2月	3月	計	達成率%				
21	3,116	3,413	3,953	48,272	92.8				
22	3,088	3,009	4,563	49,268	94.7				

② 特別企画展

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を平成21年5月14日(木)～24日(日)の11日間に沖縄県平和祈念資料館(予定)で開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。

② 特別企画展

シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の特別企画展を沖縄県平和祈念資料館の協力を得て、初めて沖縄県で開催した。

なお、開催期間中の中高生の修学旅行生を含めた旅行者及び地元住民等の入場者は11,144人となり、目標(3,300人)を大幅に上回る成果を収めた。

また、同会場で平和祈念展示資料館紹介パンフレット、引揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」、平和の礎選集3「戦争体験の労苦を語り継ぐために」を1,720部頒布し、啓発に努めた。

行事名	特別企画展「沖縄展」
会場	沖縄県平和祈念資料館
会期	平成21年5月14日～5月24日 11日間
入場者数	11,144人(目標;3,300人)

③ 平和祈念展

③ 平和祈念展

平成21年8月8日(土)～11日(火)の4日間に「平和祈念展」を新宿駅西口広場イベントコーナー(予定)で開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

③ 平和祈念展

「恩給欠格者」、「戦後強制抑留者」及び「海外からの引揚げ者」の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオの上映並びに出版物及び記念品の配布を行い、この時期に合わせて更新した展示資料館の来館記念スタンプも好評を得た。

行事名	平和祈念展(戦争の悲惨さ、平和の大切さを知る場として)
会場	新宿西口広場イベントコーナー
会期	平成21年8月8日～8月11日 4日間
入場者数	44,520人(目標;11,000人)

なお、8月8日～10日の3日間は、新宿西口広場イベントコーナーの平和祈念展から平和祈念展示資料館への誘導、平和祈念展示資料館の閉館時間を17時30分から20時に延長するなど、同館への集客に積極的に努めたことにより、8月8日～11日の4日間で2,429人の集客を図ることができ、前年の同期間と比較すると1,448人の増加集客を図ることができた。

#### 【展示概要】

- (1) 兵士の労苦コーナー
- (2) 空襲(都内)関係コーナー
- (3) 戦後強制抑留コーナー
- (4) 海外引揚者コーナー
- (5) 戦後の復興コーナー

#### 【ビデオ・シアター】

- ①「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ」(30分)
- ②「語り継ぐ労苦～フィリピン編～」(30分)
- ③「望郷」(30分)
- ④「娘よー満洲編ー」(30分)
- ⑤「第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール優秀作品集」(25分)

#### 【記念品等の配布等】

- ① ポスト・カードの配布(2,000組(3枚1組))
- ② 黒パンの配布(400個)
- ③ ワークブックの配布(800部)
- ④ 引揚げ漫画「遥かなる紅い夕陽」の配布(3,700部)
- ⑤ 「平和の礎(選集3)」の配布(1,120部)

#### 【広報】

- ① ポスター・チラシを東京近郊図書館や学校等へ送付(約64,000枚)した。
- ② 基金HPへの掲載した。
- ③ JR・地下鉄等における交通広告(首都圏を対象とし、6月下旬～8月上旬)を実施した。
- ④ 案内状(DM)を資料寄贈者やリピーター等へ送付(1,546通)した。

#### ④ 地方展示会

#### ④ 地方展示会

##### ア 直轄の地方展示会

平成21年6月4日(木)～9日(火)の6日間に「平和祈念展」を兵庫県神戸市さんちかホール(予定)などで開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

#### ④ 地方展示会

##### ア 直轄の地方展示会

平和祈念展(神戸展)(6月4日～9日)は、5月16日、新型インフルエンザ患者が神戸市で確認され、その後、発症者が増加したことから、独法の事業として行う「平和祈念展」の開催は感染経路の拡大につながる恐れがあることなどから、止むを得ず中止した。

代わって、11月18日(水)から23日(月)までの6日間、広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」の協力を得て、1階大和ホールで「平和祈念展(語り継ごう! 戦争体験の記憶)」を開催した。開催にあたり、新聞、テレビ、教育機関等へチラシ等の配布など、多角的に広報を実施した結果、開催期間中の入場者は13,464人と目標(5,000人以上)を大幅に上回る大きな成果を得ることが出来た。

##### 【展示概要】

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者等の労苦を物語る資料として、写真、体験者が自らの体験を描いた絵画のほか、当時の日記、手帳、手紙、各種証明写真から身の回りの品々までを、①兵士の労苦、②戦後強制抑留者、③海外からの引揚げ等のコーナーに分けて展示するとともに、その労苦の実態を伝えるビデオを上映した。

また、平和祈念展示資料館紹介パンフレット、引揚げ漫画「遙かなる紅い夕陽」。平和の礎選集3「戦争体験の労苦を語り継ぐために」を来館者に頒布した。

- ① 「兵士の労苦」コーナー (主な展示資料)  
臨時収集令状(赤紙)、弾除け祈願のチョコッキ、小柳次一氏撮影の写真など。
- ② 「戦後強制抑留者の労苦」コーナー (主な展示資料)  
強制連行の写真や絵画、袖無しの防寒外套、手製のスプーンなど。
- ③ 「海外からの引揚げ者の労苦」コーナー (主な展示資料)  
オムツで作ったワンピース、宇品港で支給されたチョコッキ、ちばてつや氏ら漫画家たちが、自らの中国からの引揚げ体験を描いた絵画など。

- ④ ビデオコーナー：  
恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を理解してもらうため、基金で制作した次のビデオを上映した。  
(基金制作のビデオ)
- ①「あなたはこの真実を知っていますか？戦争・抑留・引揚げ」(3問題)
  - ②「南十字星の下 戦跡に蘇る兵士の労苦」(恩欠)
  - ③「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」(抑留)
  - ④「悲劇と労苦の地、樺太」(引揚)

イ 委託事業の地方展示会

関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者数の目標を17,500人以上とする。

⑤ 当法人の出版物である「平和の礎(選集3)」を300部と引揚げ漫画「遥かなる紅い夕陽」を3,010部を頒布し、啓発に努めた。

【広報】

- ① ポスター・チラシを広島県下公共施設及び小・中学校等へ送付(約106,000枚)した。
- ② 基金HPへの掲載した。
- ③ 案内状(DM)を資料寄贈者及び3団体関係者等へ送付(約700通)した。

イ 委託事業の地方展示会

シベリア抑留者及び恩給欠格者の関係者の労苦に対し、総務省、地方公共団体の後援を得て、地方在住の方々にも理解を深めて頂くため、関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識で全国組織を持った(社)元軍人軍属短期在職者協力協会と(財)全国強制抑留者協会に委託し、地方展示会として平和祈念展を2回(延べ14日)、シベリア抑留関係展示会8回(延べ42日)を開催し、入場者は、延べ14,386人となり、20年度(15箇所、延べ入場者数13,823人)と比べ563人増加し、年度目標の17,500人に対し82.2%の集客を図った。

○(社)元軍人軍属短期在職者協力協会

テーマ:平和祈念展

内容:恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料を展示

開催場所等

期 間	日数	場 所	入場人員
21年9月6日(日)~12日(土)	6日	石川県金沢市「ラブロー片町」	943
21年11月15日(日)~22日(日)	8日	宮崎県延岡市「カルチャープラザのべおか多目的ホール」	3,553
	延べ14日	2会場	合計 4,496

○(財)全国強制抑留者協会

テーマ:シベリア抑留関係展示会

内容:シベリア抑留者が帰国後に当時の体験を描いた絵画、実物資料、引揚船・収容所の模型等を展示

⑤ アンケートの実施

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、

平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図るとともに、アンケート結果を以後の展示内容に適切に反映させる。

開催場所等

期 間	日数	場 所	入場人員
21年6月17日(水)～20日(土)	4日	静岡県沼津市 市民文化センター	1,200
21年7月1日(水)～5日(日)	5日	愛知県新城市 市民文化会館	1,200
21年7月8日(水)～12日(日)	5日	愛知県江南市 市民文化会館	1,300
21年7月15日(水)～19日(日)	5日	愛知県西尾市 市文化会館	1,280
21年7月22日(水)～26日(日)	5日	愛知県東海市 市立勤労センター	1,150
21年7月28日(火)～8月2日(日)	6日	岐阜県土岐市 土岐津公民館	900
21年8月30日(日)～9月5日(土)	7日	茨城県東海村 東海ステーションギャラリー	1,360
21年10月8日(木)～12日(月)	5日	茨城県日立市 日立シビックセンターギャラリー	1,500
	延べ42日	8会場	合計 9,890

ア 平和祈念展示資料館

平成21年度は、平和祈念展示資料館入館者総数の6%に当たる2915人からアンケートを徴し、過半数を大きく上回る8割以上の方から「よかった」旨の回答を得た。また、アンケートに寄せられた要望のうち、「着てみようコーナーのスペースを広くしてほしい」との意見を受けて、外套や軍服を着用できるスペースを設け、来館者の要望に応えた。

イ 特別企画展(沖縄展)

入場者総数の1.9%に当たる209人からアンケートを徴し、回答者の9割の方から「印象深かった」旨の回答を得た。

また、入場者から次のような感想が寄せられた。

- ① 「絵と漫画で表現されていて、わかりやすかった」
- ② 「シベリアや引揚げのことは、あまり耳にしたことがなかったので驚いた」
- ③ 「沖縄の地上戦の苦しかったことは知っていたが抑留者や引揚げのつらさを知ることができた」

⑥ 関係資料の貸出し

( 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案して関係資料の貸出しを積極的に行う。

ウ 平和祈念展(新宿西口広場イベントコーナー)

総入場者数44,520人に対して1.25%に当たる556人からアンケートを徴し、展示会の「印象」を聞いたところ、90.6%の方から「印象深い」旨の回答を得た。また、「展示物や内容説明の分かりやすさ」の質問については、86.2%の方から「分かりやすかった」との満足した回答を得た。

「平和祈念展を何で知ったか」の質問については、来場者の51.0%に当たる者が新宿西口に来て祈念展のことを知り、そのまま入場している。チラシ、ポスター、車内吊り広告等を見て来られた方は37.3%、住友の展示資料館を訪れて知った方は6.8%となっている。

エ 地方展示会(広島展)

総入場者数13,464人に対して0.8%に当たる101人からアンケートを徴し、展示会の「印象」を聞いたところ、93.8%の方から「印象深い」旨の回答を得た。また、「展示物や内容説明の分かりやすさ」の質問については、94.8%の方から「分かりやすかった」との満足した回答を得た。

「平和祈念展を何で知ったか」の質問については、来場者の42.1%に当たる者が、会場「大和ミュージアム」に来て祈念展のことを知り、そのまま入場している。テレビ放送・新聞報道を見て来られた方は23.4%、ポスター・チラシ・DMで知った方は20.6%となっている。

⑥ 関係資料の貸出し

法人所蔵の資料の貸出しについては、(財)全国強制抑留者協会及び(社)軍人軍属短期在職者協力協会が実施する地方展示会において展示する資料の貸出しや東京都町田市、埼玉県草加市、東京都中野区等が実施する「シベリア抑留」展等の資料の貸出し等であり、貸出し先は12自治体等であり、資料件数は727点である。20年度は、9自治体等607点であった。

資料の貸出先	資料の貸出先	資料点数
(財)全国強制抑留者協会	21年 6月17日～10月5日	89
(株)天夢人	7月 8日～8月12日	2
町田市教育委員会	7月28日～8月18日	57
潮書房社光人社	8月14日～9月14日	22
しょうけい館	8月28日～9月30日	7
中国帰国者支援・交流センター	9月2日(刊行物作成)	5
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会	9月 6日～12日	196
	11月6日～8日	30
	11月15日～22日	214
東京都中野区役所	10月23日～11月30日	32
(社)日本戦災遺族会	11月19日～23日	13
日本大学文理学部	12月5日～24日	19
埼玉県草加市役所	12月 7日～17日	40
愛川郷土資料館(愛川町教育委員会)	12月11日(複製作成)	1
計		727

当該業務に係る事業経費	374, 669千円	当該業務に従事する職員数	16名
-------------	------------	--------------	-----

■ 当該項目の評価 (AA～D)	A
---------------------	---

■ 評価結果の説明

法人では、資料展示のための諸措置を以下のとおり実施しており、平和祈念展示資料館の啓発活動としての積極的な集客対策や連携した特別企画展、平和祈念展、関係団体とも連携した地方展示会、関係資料の貸出し等「目標を十分達成」したと判断できる。

① 平和祈念展示資料館

ア 常設展示会場にあって展示内容の充実のための特設展示コーナーの設置等については、特設展示コーナーとしては、4月～翌年1月末まで3～4か月単位で3テーマを切れ目ない特設展示コーナーを設け、積極的な集客に努めている。

また、ミニ展示会として、収蔵資料紹介等を7月～翌年3月まで2か月単位で展示資料の入れ替えを計画的に行い、自費出版等の一般的には入手困難な所蔵図書の見本展示も行い、2～3月の収蔵資料展においては、語り部の配置及び学芸員による展示資料の説明会を同時に開催し、その集客の実績は評価に値するものである。(対前年同期増818人)

イ 平和祈念展示資料館の周知を目的とした広報一般向けの交通広告はアニメ調の柔らかい画風のデザインに変更したり、若年層向け広報として「新宿ウォーカー」への掲載。また、「教育新聞」に広告掲載し、教員等教育関係者に直接送付したり、全国の国公私立中学高校16, 089校にパンフレット、チラシを送付するなどきめ細かな広報に配慮して実施している。

ウ 団体客や説明を希望する来館者への説明員等の配置は、予約の有無にかかわらず説明できるように対応している。特に、ゴールデンウィーク、夏休み及び22年2～3月の収蔵資料展において、実体験をされた「語り部」を数多く配置して積極的に対応している。

資料館は、予約の有無にかかわらず館内の資料説明ができるように説明員を配置している。また、実体験をされた「語り部」さんをゴールデンウィーク、夏休み及び2～3月の収蔵資料展において配置し、集客対策を積極的に実施している。

エ リピーター等に対するアフターケアの充実という目標に対して、ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等にダイレクトメールを送付している。

オ 開館日、開館時間の弾力化等を図る措置として、21年度においても定休日(月曜日)の臨時開館を継続し、開館時間の弾力化等を行うという目標に対し、月曜日も開館していること。また、平和祈念展(新宿西口展)の開催に併せ、8月8日(土)～10日(月)の資料館の閉館時刻を通常の17時30分を20時に延長し、更に学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めるなど来館者のために弾力的な対応を行った。

カ 21年度の集客数は52,000人以上の目標に対し、ゴールデンウィーク中の語り部の配置による積極的な集客対策により、前年の同期間と比べ入館者が663人増となったこと。8月の新宿西口広場イベントコーナーにおける平和祈念展の成功による終戦記念特別企画展の資料館入館者が昨年の同期間と比較して1,676人増加し、と5月～8月までは、21年度の企画が順調に入館者増と結び付いたが、5月の新型インフルエンザの大流行により、一般の方の入館が極端に減少するという現象が資料館にも9月以降1月まで顕著に表れた。その間、特設展示コーナー及びミニ展示等の努力を続けたが入館者は増えなかった。2月～3月に資料館で開催した収蔵資料展において語り部等を配置するとともに、ダイレクトメールによる展示会の案内など、更に積極的な集客対策を図った結果、同期間の入館者に比べ818人の増加を数年間で、49,268人の入館者を得ることができた。目標値の52,000人に対し94.7%ではあるが、20年度の入館者(48,272人)と比べ新型インフルエンザの大流行による影響で入館者数減が見込まれたにもかかわらず、種々の企画力により996人(増2.1%)の増となっている。

## ② 特別企画展

入場者数を3,300人以上とするという目標に対し、開催期間中の入場者数は11,144人と目標人数の3.4倍となっている。開催に当たっては、地元新聞にも大きく取り扱われるなど沖縄県平和祈念資料館で開催された意義は大きいと考えられる。

## ③ 平和祈念展

入場者数11,000人以上という目標に対し、通行人の多い新宿駅西口広場イベントコーナーで開催するに当たり終戦記念日の8月15日の直前の8月8日～11日であったことから、戦後の新宿の写真や関係者の労苦を物語る絵画・スケッチ類、写真等を展示するとともに、その労苦の実態を訴えるビデオを上映するなど集客に努めたことから、入場者の数は44,520人となり、目標人数の4倍となっている。

## ④ 地方展示会

法人直轄の「平和祈念展」であり入場者数を5,000人以上とするという目標に対し、11月に広島県呉市「呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)」で開催された平和祈念展は、6月に新型インフルエンザのために中止となった「神戸展」に代わるものであり、神戸と広島では地域性を考慮すれば展示資料の差し替えが必要であり、準備期間がタイトであったにもかかわらず、多角的に広報を実施するなど、また館側の協力もあり、開催期間中の入場者は13,464人と目標人数の2.7倍となっている。

#### ⑤ アンケートの実施

アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るという目標に対し、展示資料館は80%、特別企画展(沖縄展)は90%、平和祈念展(新宿西口展)は91%、地方展示会(広島展)は94%とアンケートを答えた者の8割以上の方々から「満足した」との回答を得ている。

#### ⑥ 関係資料の貸出し

関係資料の貸出しを積極的に行うという目標に対し、21年度は貸出し先は12自治体等で資料点数727点であり、20年度は9自治体等607点と比べ積極的に貸出を行っている。

#### 「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

#### 「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織を持たない法人が関係団体と協力することにより地方で展示会を10回開催したことは、地方都市に在住の国民にも「関係者の労苦に理解を深めて頂ける」ということを効果的に実施しているものと認められる。

#### 「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示	
■ 中期計画の記載事項		
(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(4) 基金解散後の資料等の在り方	(4) 基金解散後の資料等の在り方  在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、20年度に行った準備作業の報告書を基に、移管用データファイル及び目録を作成し、移管作業を適切に進める。  (5) インターネット資料館の構築  資料館における資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築する。	21年度に寄贈された実物資料14点については、20年度に実施した「所蔵資料等の整理業務」に沿って整理した。 また、旭倉庫に保管している図書(920冊)について、棚卸し(登録リストとの照合)を実施した。 なお、基金解散後も資料が有効に活用できるよう、原物資料の画像を総合情報データベースに追加する作業を積極的に進めた。  この画像は、インターネット資料館においても利用されている。  インターネット資料館を構築 インターネット資料館を構築するに当たり、トップページ、バーチャル資料館資料紹介、用語解説、語り部映像、キッズコンテンツ、ジオラマビデオ、図書情報、ロゴ及びサイトマップの決定に当たっては、PTを設けて30回を超えるPTを開催するとともに、「用語解説」については、外部の有識者に作成を依頼した。 このように入札(一般競争)後、業者との間においては、20回以上にわたり調整のうち合わせを実施するなど、単なる丸投げの発注ではなく準備に6か月を費やしている。 「ジオラマ」映像、「語り部ビデオ」の編集は、段階的に進め、平成22年3月15日までに全て終了し、インターネット資料館用のレンタルサーバーの契約を行い、インターネット資料館の最終的なデザイン、システムを構築し、22年4月1日から本格稼働をしている。特に、語り部さんの動画は、29本の編集を得ることができたことは大きな成果と考えている。

		また、関係資料館のHPに連係していることは将来の協力関係に大きな可能性を有していると考えている。	
当該業務に係る事業経費	12,936千円	当該業務に従事した職員数	3名
■当該項目の評価 (AA～D)	AA		
<p><b>■ 評価結果の説明</b></p> <p>今期法人では、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進めるための諸措置を以下のとおり実施しており、「目標を大幅に上回って達成した」と判断できる。</p> <p>① 資料等の円滑な移管等のため、20年度に行った準備作業の報告書を基に、移管用データファイル及び目録を作成し、移管作業を適切に進めるという目標に対し、「所蔵資料等の整理業務」終了後寄贈された資料については、20年度と同様な整理方法で整理したこと。収蔵図書について棚卸しをしたこと。また、基金解散後も資料が有効に活用できるよう、実物資料の画像を総合情報データベースに追加する作業を積極的に進めていること。</p> <p>② 資料をインターネットにより広く国民に公開するため、インターネット資料館を構築するという目標に対し、22年4月1日から本格稼働をしていること。インターネット資料館を構築し、展示資料館を更に拡大した状況で国民に公開することにより、直接、展示資料館に来館できない国民の方にも関係者の労苦について、知っていただく場として提供することは、大変有意義なことであり、必要なシステムであること。特に、語り部さんの29本の動画を編集できたことは大きな成果である。</p> <p>また、関係資料館とのHPでの連係も大きな成果である。</p> <p>「必要性」</p> <p>関係者等から寄贈された現物は、寄贈者本人のみならず過去の事実を伝える貴重なものであり、これらを後世に引き継ぐ責務は当法人に課せられた責務である。そのためにも、資料を整理することは必要である。</p> <p>また、インターネット資料館を構築することは、平和展示資料館に来館ができない人に対する行政サービスの観点から必要である。</p> <p>「効率性」</p> <p>インターネット資料館を構築することは、平和展示資料館に来館ができない人が、「恩給欠格者」「戦後強制抑留者」及び「引揚者」の労苦に理解を深めていただくのに効果的であり、評価できる。</p> <p>「有効性」</p> <p>「収蔵資料等の整理業務」後に寄贈された資料の適切な整理、図書の棚卸し、総合データベースへの実物資料の画像への追加は、移管のための資料整理に有効な手段である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 労苦の実態把握 基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 労苦の実態把握	(1) 労苦の実態把握 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。	21年度は、戦後強制抑留者の労苦の実態の総集編を作成するため、20年度に引き続き、(財)全国強制抑留者協会に委託し、これまで作成した「平和の礎」の1巻から19巻を基に、抑留者が従事した作業(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)別に労苦の実態等を取りまとめた。 なお、兵士の労苦の実態の総集編については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、20年度に完了している。	
当該業務に係る事業経費	9,372千円	当該業務に従事した職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うとの目標に対し、戦後強制抑留者の労苦の実態の総集編を作成するため、20年度に引き続き、(財)全国強制抑留者協会に委託し、これまで作成した「平和の礎」の1巻から19巻を基に、抑留者が従事した維持した作業(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)別に労苦の実態等を取りまとめたことは、研究成果の取りまとめが完了したこととなり、これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。			
「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものと考えられる。			
「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。			
「有効性」			

関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 調査研究		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 外国調査の実施 これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 外国調査の実施	(2) 外国調査の実施 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。	旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した「強制抑留者が収容された収容所の状況」等の全ての資料(7,918点)について、目次を作成し電子データ化(PDF形式)を図り、資料とともに国へ移管する準備は終了した。 また、目次は、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文(露文)が判明できるように整理を行っている。 なお、翻訳されている資料(「ドイツ人および日本人捕虜の食糧供給基準量を公示するためのソ連邦内務人民委員部令第450号」など335点)については、展示資料館において閲覧に供することとした。	
当該業務に係る事業経費	0千円 (*156千円)	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明 基金の解散を見据え、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行うという目標に対し、「目標を十分達成」と判断できる。 「必要性」 当法人資料を総務省に引き継ぐことから、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、資料の活用から必要なことである。 「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。			

「有効性」

戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。

\* :外国資料の電子データ化経費は、18頁の「③関係資料の電子データ化」に計上している。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 記録の作成・頒布		
① 総合データベースの構築 調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。 ② 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。 また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。 ③ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 記録の作成・頒布	(1) 記録の作成・頒布	
① 総合データベースの構築	① 総合データベースの構築 調査研究の成果のうち、まだ実施していない『平和の礎19』(134件)の電子データ化を効率的に推進する。	① 総合情報データベースシステムのうち、「平和の礎」データベースについて、「平和の礎第19巻」(134件)の入力作業が完了した。 また、総合情報データベースシステムのうち、「資料データ管理」システムについては、「所蔵資料等の整理業務」終了後寄贈された資料を、同様な移管用データとして資料の保存状況、年代情報、材質、複製等の情報が整理されている。 また、「図書」システムについては、旭倉庫に保管している図書(920冊)について棚卸し(登録リストとの照合)を実施し、データの整備を行った。
② 調査研究の成果の出版等	② 調査研究の成果の出版等 これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化する。	② 調査研究の成果の出版等  21年度は、引揚関係分については第19巻の追補分の電子データ化、抑留関係分については第1巻から第19巻の電子データ化を20年度に引き続き実施するとともに総集編の電子データ化を実施し、法人のホームページ及びインターネット資料館においても検索できるようにした。

③ 出版物等の活用

③ 出版物等の活用  
 出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また、基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオ・シアターにおいて1日7回上映するとともに、その他の関連ビデオについては、ビデオ・コーナー（個人視聴）において視聴できるようにし、積極的活用を図る。

③ 出版物等の活用

平和祈念展示資料館の図書コーナーでは、当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設している。

隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置しているほか、個人視聴ブースでは、希望するビデオ・DVDで視聴することができる。また、啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。

また、戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」を、大人から子供まで関心を持っていただけるように編纂した『「平和の礎」選集3』及び満州からの引揚を漫画にした『遙かなる紅い夕陽』については、入手を要望する来館者等が多いことから、必要部数を増刷し、前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。

出版物名	平和祈念展示資料館	平和祈念展（新宿西口）	特別企画展（沖縄）	地方展示会（広島）	地方展示会（委託分）	フォーラム2009（札幌）
「平和の礎」選集3	—	1,120	—	300	—	—
引揚漫画「遙かなる紅い夕陽」	9,322	3,700	1,720	3,010	2,750	300
計20,802部						

当該業務に係る事業経費

2,848千円

当該業務に従事する職員数

7名

■ 当該項目の評価  
 (AA~D)

A

■ 評価結果の説明

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の目標を「十分達成した」と認められる。

① 総合データベースの構築

『平和の礎19』（134件）の電子データ化を効率的に推進するとの目標に対し、『平和の礎19』（134件）の取り込みを完了していること。また、総合情報データベースシステムのうち、「資料データ管理」システムについては、移管用データとして資料の保存状況、年代情報、材質、複製等の情報が整理されていること。

更に、「図書」システムについては、倉庫に保管している図書（920冊）について棚卸し（登録リストとの照合）、データの整備を行ったこと。

### ②調査研究の成果の出版等

これまでの研究の成果を基金解散後において活用できるよう電子化するとの目標に対し、『平和の礎』(1巻～19巻)として電子データ化が完了し、これらをインターネット資料館において公開したこと。

### ③出版物の活用

出版物及び、基金制作の啓発ビデオ映像について積極的活用を図るとの目標に対し、図書コーナーに当法人の出版物を含め図書約2,500冊を常設していること。

証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置していること。啓発用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映していること。

また、戦争体験者の労苦の記録としての『「平和の礎」選集3』及び漫画『遙かなる紅い夕陽』を前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布したこと。

#### 「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

#### 「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

#### 「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																			
■ 中期計画の記載事項																				
(2) 講演会等の実施																				
<p>① 講演会等の開催 関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。</p> <p>② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。</p> <p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。</p>																				
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																		
<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催</p>	<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催 著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に地方(場所未定)で開催する。 また、東京都において同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、それぞれ300人以上とする。 このほか、地方で講演会を3回開催する。</p>	<p>(2) 講演会等の実施</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p>ア 平和祈念フォーラム2009(札幌市)の開催</p> <p>札幌においては、昨年高校生ビデオ制作コンクールにおいて優秀な成績を治めた札幌藻岩高等学校のビデオや出展校の札幌北高等学校のビデオを放映してタレントの引揚経験者である板東英二氏の講演及び3問題経験者の体験談に対し、生島ヒロシ氏の司会で、田久保忠衛氏が解説された。</p> <table border="1" data-bbox="1032 1050 1962 1517"> <tr> <td colspan="2">平和祈念フォーラム2009 戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">北海道札幌市共済ホール</td> </tr> <tr> <td>第1部 「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2部 「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出演者</td> <td>板東英二(タレント・引揚体験者) 札幌藻岩高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 札幌北高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 三上澄子(引揚体験者) 柳澤一枝(引揚体験者) 竹島秀雄(戦後強制抑留体験者)</td> </tr> <tr> <td>司会者</td> <td>生島ヒロシ(フリーアナウンサー)</td> </tr> <tr> <td>解説者</td> <td>田久保忠衛(杏林大学客員教授)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成21年11月22日(日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">230人(目標 300人)</td> </tr> </table>	平和祈念フォーラム2009 戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等		北海道札幌市共済ホール		第1部 「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」		第2部 「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」		出演者	板東英二(タレント・引揚体験者) 札幌藻岩高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 札幌北高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 三上澄子(引揚体験者) 柳澤一枝(引揚体験者) 竹島秀雄(戦後強制抑留体験者)	司会者	生島ヒロシ(フリーアナウンサー)	解説者	田久保忠衛(杏林大学客員教授)	平成21年11月22日(日)		230人(目標 300人)	
平和祈念フォーラム2009 戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦等																				
北海道札幌市共済ホール																				
第1部 「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」																				
第2部 「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」																				
出演者	板東英二(タレント・引揚体験者) 札幌藻岩高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 札幌北高等学校の生徒(ビデオコンクール作品制作者) 三上澄子(引揚体験者) 柳澤一枝(引揚体験者) 竹島秀雄(戦後強制抑留体験者)																			
司会者	生島ヒロシ(フリーアナウンサー)																			
解説者	田久保忠衛(杏林大学客員教授)																			
平成21年11月22日(日)																				
230人(目標 300人)																				

## イ 平和祈念フォーラム2009(東京)の開催

東京においては、パネリストとして黒沢文貴監事(東京女子大学教授)及び小菅信子(山梨学院大学教授)を招いて、3問題の体験者の体験談等を通じ、戦争を通じた平和の尊さについて、生島ヒロシ氏の司会で、パネルディスカッションが進められた。司会の生島氏が体験者から上手に話を引き出すことにより、話し手も聞き手も当時の状況が非常に手に取るように感じられ、解説者の助言等も多くの高校生、参加者を意識したものであった。2部においては、高校生のビデオ制作に関して現代の感覚で戦争と平和をとらえる力作となっており、コンクールの主旨がよく理解され、参加校、出展数も増加している。参加している高校生に活力が感じられる第2部となっている。

平和祈念フォーラム2009
新宿明治安田生命ホール
<b>第1部 「労苦体験者が語る、平和の尊さ」</b> 労苦体験者、ゲストによるパネルディスカッション パネリスト: 黒沢文貴(東京女子大学教授) 小菅信子(山梨学院大学教授) 加藤正寿(戦後強制抑留体験者) 菊池定則(恩給欠格者) 新谷綾子(引揚体験者) 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー)
<b>第2部 「高校生が伝える、戦争体験の労苦」</b> 「第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」作品上映、 「第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール」表彰式 入賞校の生徒たちによるパネルディスカッション 司会者 生島ヒロシ(フリーアナウンサー)
平成22年3月14日(日)
306人(目標 300人)

## ウ 講演会の開催

### ㊦ 関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会

開催日 21年9月6日(日)  
 会場 石川県金沢市「ラブロー片町」  
 講師 青木 健 理事長  
 参加人員 70人

### ㊦ 資料館講演会「資料が語る体験者の想い」

講師: 古館 豊 学芸員  
 開催会場: 平和祈念展示資料館内(収蔵資料展資料展示スペース)

開催日	参加人員
2月20日(土)	65 人
3月14日(日)	72 人
27日(土)	58 人

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、下表のとおり26回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。また、このうち15回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

開催期間	会 場	参加人数 (人)
(社)元軍人軍属短期在職者協力協会 8か所		1,276
平成21年7月12日	神奈川県大和市福田 多目的ホール「高座の庄」	102
8月2日	福井県鯖江市 市民ホール「つつじ」	160
8月23日	山形県西置賜郡飯豊町白樺地区公民館	81
9月26日・27日	長崎県南島原市 ありえコレジョホール	517
10月25日	香川県さぬき市長尾 長尾公民館	148
11月7日	福岡県みやま市瀬高町 町立図書館	88
12月12日	宮城県石巻市 河北総合センター	60
平成22年2月6日	愛知県名古屋市 秋華開館	120

(財)全国強制抑留者協会 18か所		1,892
21年6月5日	静岡県富士宮市 市立大宮小学校	78
6月18日	静岡県沼津市 市立第四小学校	103
6月20日	静岡県沼津市 市民文化会館	70
7月5日	愛知県新城市 市文化会館	160
7月6日	静岡県富士宮市 東高等学校	40
7月12日	愛知県江南市 市民文化会館	65
7月12日	石川県中能登町 カルチャーセンター飛翔	100
7月19日	愛知県西尾市 市文化会館	75
7月26日	愛知県東海市 市立勤労センター	72
7月26日	富山県南礪波市 井波別院	200
8月1日	岐阜県土岐市 土岐津公民館	80
8月26日	北海道小樽市 市立若竹小学校	130
9月5日	茨城県東海村 東海ステーションギャラリー	160
10月10日	茨城県日立市 日立シビックセンター	125
10月18日	三重県津市 アスト津プラザホール	140
10月19日	千葉県富津市 市立吉野小学校	150
10月23日	北海道余市町 町立黒川小学校	87
11月6日	鳥取県米子市 ふれあいの里	57
合 計	26か所	3,168

	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。</p>	<p>③ 校内放送番組制作コンクールの実施</p> <p>平成21年度に実施した第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するとともに関係教師へのコンクール告知FAXの送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から33の高校(前年比2校増)が参加し55作品(前年比4作品増)の提出を得た。</p> <p>今年度は、提出された55作品について、基金における第1次審査で10作品を選定し、映像制作の専門家や体験者等を交えた審査委員会による第2次審査においては、最優秀賞1校、優秀賞2校を決定した。これを受けて、同表彰式を平成22年3月14日、新宿区の明治安田生命ホールにおいて平和祈念フォーラム2009(東京)と同時開催した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め306名の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。</p> <p>なお、今回の表彰式の様子については、平成22年3月27日(土)BSフジにて放送された。</p>	
<p>当該業務に係る事業経費</p>	<p>49,005千円</p>	<p>当該業務に従事する職員数</p>	<p>3名</p>
<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>A</p>		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>① 講演会等の開催</p> <p>収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を300人以上とするという目標に対し、札幌のフォーラムでは230人、東京のフォーラムでは306人となった。</p> <p>札幌のフォーラムは、講演者の板東英二氏(引揚体験者)と3問題の体験者及び高校生ビデオ制作出展校の高校生との交流と体験談に対し生島氏の司会と田久保忠衛氏が解説をされ、平和の必要性について理解を深められたこと。東京のフォーラムにおいては、黒沢、小菅両教授が体験者の体験談をより一層参加高校生にわかりやすく解説され、第2部の高校生ビデオ制作コンクールにおいては、その主旨がよく理解され、参加高校生に活力が感じられていることは、高く評価できる。</p> <p>このほか、地方で講演会を3回開催するという目標に対し、講演会を金沢市において9月に開催したが、新型インフルエンザの影響で地方での開催を断念した。その代わりに、平和祈念展示資料館で講演会「資料が語る体験者の想い」を3回開催した。</p> <p>また、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを若者等を対象に開催するという目標に対し、札幌市及び東京で開催したフォーラムにおいて「校内放送番組制作コンクール」に参加した高校生を直接フォーラムに参加させたこと。</p> <p>なお、フォーラムの来場者にフォーラムの印象についてアンケートを徴したところ、札幌市では、来場者の54.8%に当たる126人から回答を得、そのうちの88.9%の来場者は好意的に受け止めた。東京のフォーラムでも同様に来場者の49.3%に当たる151人から回答を得、そのうち81.5%の来場者は好意的に受け止めたこと。</p>			

## ② 労苦を語り継ぐ集いの開催

「語り継ぐ集い」を今期15回以上開催するとの目標に対し、26回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

## ③ 校内放送番組制作コンクールの開催

第6回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から33の高校(前年比2校増)が参加し55作品(前年比4作品増)の提出を得たことは、評価できる。

東京で開催した平和祈念フォーラム2009(東京)と校内放送番組制作コンクール表彰式を同時開催したことにより、校内放送番組制作コンクール経費を削減した。

### 「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

### 「効率性」

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、東京で開催したフォーラムと校内放送番組制作コンクール経費の削減に努めている。

なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

### 「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、平和祈念ビデオ制作を通じて平和の尊さ、戦争の悲惨さを学び、その作品を発表する場を設けるなど、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等
-----------	---

■ 中期計画の記載事項

(3) 語り部の積極的活用

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																																										
(3) 語り部の積極的活用	(3) 語り部の積極的活用 これまで育成してきた「語り部」を東京近郊の学校14校に派遣するほか、ゴールデンウィーク、夏休み期間中などに、平和祈念展示資料館において「語り部」コーナーを設け、年間延60人の「語り部」を配置する。	<p>ア 資料館配置 ゴールデンウィークや夏休み期間中及び収蔵資料展開催期間中(平成22年2月19日～3月29日)は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」さんを平和祈念展示資料館に配置し、多くの入館者に実体験を語りかけることにより、理解と感銘を与える語り部さんの語りは素晴らしく、積極活用の場を設けている。語り部さんの登録は19名であるが、5名の方は実績はなく、21年度は14名の方に延べ62回お願いした。平均年齢は84歳であり、お願いしている時期が5月、8月、3月である。フォーラム等の参加者で新たに語り部としてお願いできる方については、ご相談しているところである。 また、「総合語り部」を常駐させることにより、予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる「総合語り部」体制を整えている。この結果、「総合語り部」の配置は、予約を含め延148人となった。</p> <p>表 平和祈念展示資料館における「総合語り部」の対応状況 (月別:対応団体数、対応人数)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>21年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合語り部数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>対応人数</td> <td>48</td> <td>69</td> <td>205</td> <td>191</td> <td>109</td> <td>41</td> <td>170</td> <td>172</td> <td>99</td> <td>52</td> <td>166</td> <td>138</td> <td>1,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 学校派遣 東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。</p>	21年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	総合語り部数	10	10	17	22	16	6	16	14	6	7	11	13	148	対応人数	48	69	205	191	109	41	170	172	99	52	166	138	1,460
21年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																															
総合語り部数	10	10	17	22	16	6	16	14	6	7	11	13	148																															
対応人数	48	69	205	191	109	41	170	172	99	52	166	138	1,460																															

	実施年月日	学校名	クラス数	生徒数	テーマ
1	21年10月1日(木)	入間市立東町小学校	3	120	抑留・兵士
2	10月16日(金)	葛飾区立東金町小学校	2	47	兵士
3	10月29日(木)	葛飾区立原田小学校	2	45	抑留
4	10月30日(金)	流山市立八木北小学校	3	114	抑留・引揚
5	11月9日(月)	松戸市立根木内小学校	4	133	兵士・抑留
6	11月13日(金)	渋谷区立本町小学校	2	43	抑留
7	11月18日(水)	北区立王子第二小学校	1	20	抑留
8	11月19日(木)	葛飾区立飯塚小学校	3	88	兵士
9	11月26日(木)	杉並区立大宮小学校	2	41	抑留
10	11月27日(金)	草加市立新里小学校	3	118	抑留・引揚
11	12月1日(火)	狭山市立広瀬小学校	3	82	抑留
12	12月3日(木)	杉並区立杉並第十小学校	3	82	抑留
13	12月21日(月)	葛飾区立細田小学校	3	103	抑留・兵士
14	22年1月13日(水)	流山市立流山小学校	3	112	兵士・引揚
計			37	1,148	

21年度は、昨年度同様小学校14校、37クラスに対して実施し、学童延べ数は1,148人(前年度 1,127人)であった。

なお、語り部は、世界地図を用いて具体的な場所を指すもの、本人の当時の経験を紙芝居にするものなど、子どもたちにわかりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。

当該業務に係る事業経費	2,974千円	当該業務に従事する職員数	4名
-------------	---------	--------------	----

<p>■ 当該項目の評価 (AA～D)</p>	<p>AA</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、</p> <p>① 「語り部」を年間延62人配置(目標年間延60人)更に「総合語り部」を年間延べ148人配置していること。</p> <p>② ゴールデンウィーク及び2・3月の収蔵資料展において入館者からの大きな関心と評価を得ていること。</p> <p>③ 小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ37クラス、1,148人(前年度比21人増)に対し、本人の当時の経験を紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していること。</p> <p>これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>「語り部」の積極的な活用は、国民の理解を深め、後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。</p> <p>「効率性」</p> <p>「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>単に資料を展示するだけでなく、「語り部」がその実体験を生々の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。</p>	

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等																															
■ 中期計画の記載事項																																
(4) 催し等への助成 関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。																																
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																																
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																														
(4) 催し等への助成	(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し、助成を行う。	<p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)に対し助成を行った。</p> <p>【シベリア抑留関係中央慰霊祭】 平成21年10月21日、東京都千代田区の九段会館で開催された(参加者約800人)。</p> <p>【地方慰霊祭】 地方慰霊祭は、地方の「ソ連抑留犠牲者慰霊碑」が存在する各地18か所で開催され、参加人数は延べ1,750人であった。</p> <p>【シベリア現地慰霊訪問】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>訪問先</th> <th>期 間</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>沿岸地方(ウスリースク)</td> <td>21年8月20日～23日 4日間</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>ハバリフスクA班(ホール)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ハバリフスクB班(クリドール)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ハバリフスクC班(ティルマ)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>アムール班(アムール)</td> <td>8月24日～28日 5日間</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>チタ州(チタ)</td> <td>7月31日～8月7日 8日間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>カザフスタン班</td> <td>8月21日～26日 8日間</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対して助成を行った。 これは、戦後強制抑留者、その遺族及び戦後強制抑留中に死亡された方の遺族に対し慰藉の念を示すとともに、強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓蒙するために日本及びロシアで実施されたものである。東京におけるシンポジウムでは、関係団体の関係者、ロシア相互理解協会会長等、関係2省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。</p>	訪問先	期 間	参加人数			人	沿岸地方(ウスリースク)	21年8月20日～23日 4日間	11	ハバリフスクA班(ホール)	8月24日～28日 5日間	6	ハバリフスクB班(クリドール)	8月24日～28日 5日間	6	ハバリフスクC班(ティルマ)	8月24日～28日 5日間	9	アムール班(アムール)	8月24日～28日 5日間	7	チタ州(チタ)	7月31日～8月7日 8日間	10	カザフスタン班	8月21日～26日 8日間	8	計		57
訪問先	期 間	参加人数																														
		人																														
沿岸地方(ウスリースク)	21年8月20日～23日 4日間	11																														
ハバリフスクA班(ホール)	8月24日～28日 5日間	6																														
ハバリフスクB班(クリドール)	8月24日～28日 5日間	6																														
ハバリフスクC班(ティルマ)	8月24日～28日 5日間	9																														
アムール班(アムール)	8月24日～28日 5日間	7																														
チタ州(チタ)	7月31日～8月7日 8日間	10																														
カザフスタン班	8月21日～26日 8日間	8																														
計		57																														

		<p>①【抑留問題 日・露シンポジウム】於:モスクワ 平成21年9月15日、ロシア・モスクワ市マリオネットロイヤルホテルで開催(参加者13人)。 日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら6名が、ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、世界経済・国際関係研究所日本センター長ラムゼス氏ら7名が出席し、抑留問題について活発な意見交換が行われた。</p> <p>②【抑留問題 日・露シンポジウム】於:東京 平成21年10月21日、九段会館で開催(参加者35人) ロシア側からは、相互理解協会会長キリチェンコ氏、ロシア国会露日交流議員連盟事務局長カザコフ氏ら7名が、日本側からは、(財)全国強制抑留者協会会長相沢英之氏、常務理事井上万吉男氏をはじめ、総務省、外務省の関係担当官及び法人職員などの出席のもとに、抑留問題について、活発な意見交換が行われた。</p> <p>○戦後強制抑留関係者特別慰籍基金 平成元年に、戦後強制抑留関係者特別慰籍基金造成費助成金交付要綱に基づき、(財)全国強制抑留者協会に造成した戦後強制抑留関係者特別慰籍基金については、平成21年度の収入・支出計画を戦後強制抑留関係者特別慰籍事業実施要領に基づき適切に承認し、また、事業終了後には、実績報告書を受領した。慰霊碑建立の助成の執行はなかったが、相談事業、慰霊祭等事業に使用していることが報告されている。</p>	
当該業務に係る事業経費	46,948千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、7地域7班計57名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ48人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>また、戦後強制抑留関係者特別慰籍基金については、規定に基づき、事業計画の承認や実績報告を受けており、適切に指導・監督を行っているものと考えられる。また、当該特別慰籍基金は、平成21年度は抑留者からの慰霊訪問や遺骨収集、恩給・年金などの相談・照会事業(2,212件)に使用されており、今後も引き続き適切に管理・運用されていく必要があると認められる。</p> <p>「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰籍事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰籍の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p> <p>「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰籍する上で効率的と認められる。</p>			

「有効性」

全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別記念事業等	
■ 中期計画の記載事項		
<p>(1) 特別記念事業の実施 関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。</p> <p>① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈 旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。 ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品 イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯</p> <p>② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。</p> <p>③ 引揚者に対する慰労品の贈呈 今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。</p>		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 特別記念事業の実施	(1) 特別記念事業 恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち平成21年3月31日までに申請のあった者に対し、次のとおり特別慰労品を贈呈する。	特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオ広報、都道府県市区町村の広報誌に掲載をしていただき、また、基金のホームページへ掲載する等出来る限りの広報をするとともに、過去に書状等の贈呈を受けた者に対しては、特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、個別に直接、請求を促すなどをし、1人でも多くの方に請求していただくようにした。 これらの結果、特別慰労品の受付件数は328,018件、認定件数は316,365件となった。

特別記念事業の受付件数・認定件数

	年度	恩給欠格者	戦後強制抑留者	引揚者	全 体
受付件数(件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478
	20	97,288	39,704	64,548	201,540
	21	—	—	—	—
	計	166,359	72,951	88,708	328,018
認定件数 (件)	19	53,628	33,036	17,851	104,515
	20	95,458	36,771	38,385	170,614
	21	8,826	1,266	31,144	41,236
	計	157,912	71,073	87,380	316,365

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

ア 旧軍人軍属として本邦以外の地域、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島、小笠原諸島(以下「外地等」という。)に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年数が加算年を含めて3年以上の者又は在職年数が加算年を含めて3年未満の者のうち在職年が1年以上の者に対しては、5万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

ア 左記「達成目標」欄記載のアの条件の恩給欠格者に対する5万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は5,293件であり、その内訳は次のとおりであった。

5万円相当の慰労の品	贈呈件数 単位:件			合 計
	19年度	20年度	21年度	
旅行券等引換券	27,403	46,731	3,507	77,641
置 時 計	10,950	22,239	963	34,152
万 年 筆	2,513	6,081	317	8,911
文 箱	1,047	2,620	140	3,807
楯	2,518	4,644	366	7,528
合 計	44,431	82,315	5,293	132,039

イ 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年数が1年以上の者に対しては、3万円相当の旅行券等又は銀杯を贈呈する。

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

② 戦後強制抑留者

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留させた者に対しては、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

③ 引揚者

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)による特別交付金を受けた者本人に対しては、銀杯を贈呈する。

イ 左記「達成目標」欄記載のイの条件の恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、3, 533件であり、その内訳は、次のとおりであった。

3万円相当の慰労の品	贈呈件数 単位:件			合計
	19年度	20年度	21年度	
旅行券等引換券	4,945	7,690	2,367	15,002
銀杯	4,252	5,453	1,166	10,871
合計	9,197	13,143	3,533	25,873

② 平成21年度における戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈件数は1, 266件であり、その内訳は、次のとおりであった。

慰労の品	贈呈件数 単位:件			合計
	19年度	20年度	21年度	
旅行券等引換券	24,883	23,614	922	49,419
置時計	5,264	8,524	203	13,991
万年筆	1,161	2,035	59	3,255
文箱	577	1,214	35	1,826
植	1,151	1,384	47	2,582
合計	33,036	36,771	1,266	71,073

③ 平成21年度における引揚者に対する慰労品(銀杯)の贈呈件数は31, 144件であった。

慰労の品	贈呈件数 単位:件			合計
	19年度	20年度	21年度	
銀杯	17,851	38,385	31,144	87,380

当該業務に係る事業経費	1, 398, 537千円	当該業務に従事する職員数	8名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>特別記念事業については、請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえて、新聞広告、ラジオ広報、都道府県、市区町村の広報誌に掲載していただき、また、基金のホームページへ掲載する等出来る限りの広報をするとともに、過去に書状等の贈呈を受けた者に対しては特別記念事業の実施の「お知らせ」(お知らせ文書、請求書及び返信用封筒を同封)を送付し、個別に特別慰労品の請求を直接促すなど、1人でも多くの方に請求していただくように働きかけをしている。その結果、受付件数は328, 018件、認定件数は316, 365件となった。</p> <p>なお、非認定(11, 653件)は、重複申請又は遺族からの請求等であった。</p> <p>特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられた。</p> <p>これらの結果により、「目標を十分達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」</p> <p>特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。</p> <p>「効率性」</p> <p>過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ特別慰労品の請求手続きを行っていなかった者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。</p> <p>「有効性」</p> <p>特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したものの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられたことは、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別記念事業等							
<p>■ 中期計画の記載事項</p> <p>(3) 標準期間の設定</p> <p>申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。</p>								
<p>■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小項目</th> <th>達成目標</th> <th>達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 標準期間の設定</td> <td>(2) 審査期間(3か月)内に処理する。</td> <td> <p>特別記念事業に係る特別慰労品の請求書の受付は平成21年3月末をもって終了した。21年4月以降は、締切り前に受付けた請求書の処理をしたところであるが、これらのうち、標準期間の3か月以内に処理が出来たものは、恩給欠格者からの請求に係るもの84%、戦後強制抑留者からの請求に係るもの91%、引揚げ者からの請求に係るもの29%であった。</p> <p>なお、簡易請求(標準期間1月)及び「お知らせ」(標準期間3週間)に係る請求については請求書に不備があったものを除き100%期間内に処理ができた。</p> <p>恩給欠格者及び強制抑留者からの請求書の処理については、都道府県又は厚労省に履歴等の照会をし、その回答に時間を要したものを除きほぼ期間内に処理ができた。</p> <p>一方、引揚者からの請求書の処理については、以下の理由により大幅に処理が遅れたものである。</p> <p>① 20度後半において引揚者については申請が低調であったことから、広報を重点的に行うとともに、その広報の内容についても、生存をしている引揚の家族全員が請求することができる旨の広報をしたこともあり、詳細請求(初めての請求)が、21年1月から3月にかけて集中して行われ(1月3,718件、2月6,697件、3月24,652件)、3か月間の請求が35,067件にも及んだ。これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当するものである。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	(2) 標準期間の設定	(2) 審査期間(3か月)内に処理する。	<p>特別記念事業に係る特別慰労品の請求書の受付は平成21年3月末をもって終了した。21年4月以降は、締切り前に受付けた請求書の処理をしたところであるが、これらのうち、標準期間の3か月以内に処理が出来たものは、恩給欠格者からの請求に係るもの84%、戦後強制抑留者からの請求に係るもの91%、引揚げ者からの請求に係るもの29%であった。</p> <p>なお、簡易請求(標準期間1月)及び「お知らせ」(標準期間3週間)に係る請求については請求書に不備があったものを除き100%期間内に処理ができた。</p> <p>恩給欠格者及び強制抑留者からの請求書の処理については、都道府県又は厚労省に履歴等の照会をし、その回答に時間を要したものを除きほぼ期間内に処理ができた。</p> <p>一方、引揚者からの請求書の処理については、以下の理由により大幅に処理が遅れたものである。</p> <p>① 20度後半において引揚者については申請が低調であったことから、広報を重点的に行うとともに、その広報の内容についても、生存をしている引揚の家族全員が請求することができる旨の広報をしたこともあり、詳細請求(初めての請求)が、21年1月から3月にかけて集中して行われ(1月3,718件、2月6,697件、3月24,652件)、3か月間の請求が35,067件にも及んだ。これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当するものである。</p>
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)						
(2) 標準期間の設定	(2) 審査期間(3か月)内に処理する。	<p>特別記念事業に係る特別慰労品の請求書の受付は平成21年3月末をもって終了した。21年4月以降は、締切り前に受付けた請求書の処理をしたところであるが、これらのうち、標準期間の3か月以内に処理が出来たものは、恩給欠格者からの請求に係るもの84%、戦後強制抑留者からの請求に係るもの91%、引揚げ者からの請求に係るもの29%であった。</p> <p>なお、簡易請求(標準期間1月)及び「お知らせ」(標準期間3週間)に係る請求については請求書に不備があったものを除き100%期間内に処理ができた。</p> <p>恩給欠格者及び強制抑留者からの請求書の処理については、都道府県又は厚労省に履歴等の照会をし、その回答に時間を要したものを除きほぼ期間内に処理ができた。</p> <p>一方、引揚者からの請求書の処理については、以下の理由により大幅に処理が遅れたものである。</p> <p>① 20度後半において引揚者については申請が低調であったことから、広報を重点的に行うとともに、その広報の内容についても、生存をしている引揚の家族全員が請求することができる旨の広報をしたこともあり、詳細請求(初めての請求)が、21年1月から3月にかけて集中して行われ(1月3,718件、2月6,697件、3月24,652件)、3か月間の請求が35,067件にも及んだ。これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当するものである。</p>						

20年4月～21年3月の請求書受付の推移

年 月	恩給欠格者		強制抑留者		引揚者		計	
	詳細受付	総受付	詳細受付	総受付	詳細受付	総受付	詳細受付	総受付
20.4	1,362	6,319	201	768	1,741	9,421	3,304	16,508
5	1,053	15,965	193	8,017	1,261	3,937	2,507	27,919
6	1,052	33,489	162	12,030	940	2,009	2,154	47,528
7	1,074	14,952	159	8,224	1,099	1,544	2,332	24,720
8	911	5,717	113	2,849	1,540	1,890	2,564	10,456
9	1,220	3,880	169	1,663	3,004	3,368	4,393	8,911
10	1,068	3,037	120	1,253	1,980	2,257	3,168	6,547
11	801	2,267	90	685	1,694	1,864	2,585	4,816
12	856	1,884	94	581	1,985	2,183	2,935	4,648
21.1	1,189	2,300	115	939	3,718	3,977	5,022	7,216
2	1,495	2,136	144	1,337	6,697	7,143	8,336	10,616
3	4,444	5,342	767	1,358	24,652	24,955	29,863	31,655
計	16,525	97,288	2,327	39,704	50,311	64,548	69,163	201,540

※総受付件数は詳細受付件数、簡易受付件数、お知らせ件数のトータル件数である。

② これらの請求者は、

ア 引き揚げ当時幼児であったため、引き揚げ時の記憶が定かではないこと

イ 高齢により、記憶が薄れていること

等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られた。当該請求書の審査に当たっては、1件1件電話又は文書等により照会し、不備の点を補完する必要があったことから審査に相当な時間を要することとなったものである。

③ 前記①のように、21年1月～3月における請求件数は、予測をはるかに超えるものであったため、急遽、基金内のベテラン職員の相互流用をする等の最大限の措置を講じたものの、当該審査事務等には知識と経験が不可欠であることから新たな人員を採用することが困難であった。

等の理由により標準期間内に処理ができなかったものが多く出てしまったものである。

当法人が取った措置は、より多くの対象者が贈呈を受けられるための措置であったが、評価は評価基準の「B」と判断せざるを得なかった。

当該業務に係る事業経費

0 千円

当該業務に従事する職員数

3 名

■ 当該項目の評価  
(AA～D)

B

項目別Ⅱ-4(3)

## ■ 評価結果の説明

審査期間(3か月)内に処理するという目標に対し、標準的な審査期間が書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ「1月以内」及び「3週間以内」は100%、審査期間が3月以内のものについては恩給欠格者からの請求に係るものは84%、戦後強制抑留者からの請求に係るものは91%となっている。

一方、引揚者からの請求については、

- ① 「初めての請求」が21年1月から3月の間の合計35,067件となったこと(これは20年度1年間の受付件数50,311件の約70%に相当)
- ② これらの請求者は、ア 引き揚げ当時幼児であったため、引き揚げ時の記憶が定かではないこと。イ 現在ご本人が高齢により、記憶が薄れていることから、請求書の記載内容に不備のものが多くあった。

また、これらの不備な請求書については、申請者本人に電話又は文書等により照会をし、補完した上で審査を進めたことから、審査期間(3か月)内に処理ができた件数が、29%に止まったものである。

以上の理由からすれば、審査期間内に処理できなかったことについて、相当の理由が認められるものの、これらの結果により、「目標を概ね達成した」と判断できる。

### 「必要性」

特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求について、請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈行うことは、基金の重要な業務であり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。

### 「効率性」

特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、有効な施策と認められる。

### 「有効性」

特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確的な運営に資する有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 特別記念事業等	
■ 中期計画の記載事項		
(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々慰霊碑を建立する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立	戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。	慰霊碑の建立に向けて、慰霊碑建設検討委員会において、慰霊碑建設の基本理念及び慰霊碑デザインコンペティション仕様書について審議した。 8月に慰霊碑のデザインコンペを開始し、事前登録が終了した。  コンペの応募状況は、①事前登録が65件(うち3件取り下げ)、②作品の提出が38件(うち資格なし1件、辞退1件)、審査対象36件。③書類審査及び予備審査で13件が選定された。 11月24日に開催された第3回慰霊碑建設検討委員会において、上記13件の中から、最優秀賞1点、優秀賞1点、佳作3点の各入賞作品を決定した。 最優秀作品に選ばれた業者と実施設計業務委託契約を結び、22年2月に実施設計を完了した。(これに基づき設計に基づき工事仕様書を作成し、22年4月に入札を行い、慰霊碑制作設置工事及び慰霊碑広場造園工事の請負業者を決定し、7月末に慰霊碑を完成する予定である。)
当該業務に係る事業経費	11,251千円	当該業務に従事する職員数 8名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A	
■ 評価結果の説明		
<p>慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手するという目標に対し、当法人は、必要に応じて慰霊碑建設検討委員会を開催し、慰霊碑のデザインコンペを行い、慰霊碑2基及び慰霊碑広場のデザインを決定し、22年7月末の完成に向けて業務を着実に進めていることは、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>「必要性」 戦後強制抑留及び引揚げに伴う死没者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。</p>		

「効率性」

慰霊碑の建立に向けて法人の解散までの短期間の中で、総務省等関係機関との連携を取りながら調整を進めることは、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。

慰霊碑の建立は、亡くなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的事業であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(1) 効果的な広報 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 効果的な広報	<p>当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」を作成、配付する。</p> <p>平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。</p>	<p>(1) 広報の実施状況</p> <p>㊦ 広報用デザインの変更 21年度は、4月から車額広告をはじめとして、定着している水木しげる氏のイラストを従来のものからアニメ調の柔らかい画風のものに入れ替え、より親近感をもたれるようにした。 7月には「新宿西口展」の情報を入れたデザイン変更し、平和祈念展示資料館及び平和祈念展(新宿西口展)の両方の開催会場が隣接しているため、開催場所の地図等を工夫し、平和祈念展を見学した人を引き続き平和祈念展示資料館への見学に誘導するような交通広告を作成した。 冬期(1月末～3月末)掲出については、「特別企画展」及び「フォーラム」の情報を入れ、デザインに工夫をしている。</p> <p>㊧ 若年層への広報 「新宿ウォーカー」への純広告及び記事広告掲載。特に、若い男女のモデルを起用し館内見学体験記風の記事広告により20～30代への訴求を計った。</p> <p>㊨ 教員等教育関係者への対応(小中高校) 「教育新聞」(12月7日号)に特別企画展を中心とした記事の無料広告掲載(発行部数23万部)を行い、教育関係者へ「平和祈念展示資料館」の周知を計った。</p> <p>㊩ 小学校高学年への対応 「自由研究テキスト(改定版)」として本文中に写真、地図、データ、イラストの更新を行い、平和祈念展(新宿西口展)で配布し、夏休みの小学生の資料館来館者増を計った。</p> <p>㊪ 新聞による広範囲の広報 1都6県版の朝日新聞(3月6日)、読売新聞(3月7日)のそれぞれ朝刊に21年度特別企画展「収蔵資料展」の広報掲載を行った。</p>

- ㊦ 中学・高等学校への対応  
全国の全ての国公立中学・高等学校16,089校にパンフレット及びチラシを送付した(3月)。これらの資料等は、校外学習担当教諭宛に直接送付した。
- ㊧ NHK番組広報誌への広告掲載  
法人が使用している「水木しげる氏のイラスト」をNHK朝のドラマ「ゲゲゲの女房」放送開始により、NHK番組広報誌に広告を掲載した(3月25日号)。
- ㊨ 外国語対応  
外国人来館者用として展示資料館に常置している「英文パンフレット」の地図を直して印刷した。また、本文の中の故小林千登勢氏の和文についても英訳を付すこととした。
- ㊩ 月曜開館の周知  
看板、車額広告、各種広告掲載等広報全般に渡って平和祈念展示資料館の「年中無休」を強調する広報を実施している。また、当法人のホームページにおいても月曜日開館をお知らせしている。
- ㊪ 社会貢献ボランティアシステム「毎日学くん」紹介サイトの「独立行政法人」又は「博物館」のジャンルに当基金及び平和祈念展示資料館を21年9月末から無料で掲載している。
- ㊫ 平和祈念展(新宿西口展)の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等1,546人、平和祈念展(広島展)については689人、収蔵資料展(10月～11月開催)には1,363人、特設展示(11月～1月開催)には1,336人、収蔵資料展(12月～1月開催)には581件(団体宛)、収蔵資料展(2月～3月開催)には1,876人に対し、展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。

なお、法人の毎年度の予算、事業計画等については、ホームページに掲載し、国民への情報提供を行っている。

- (2) 資料館の広報、平和祈念展、講演会等のポスター等については、個々の事業において作成又は車額広報のように一つの広報で「常設展」と「特別展」を、一つの広報で実施するなどの工夫も行っている。  
また、「事業案内」については、法人の説明等の際に使用して理解を得るよう努めている。

		(3) 広報活動の成果等 法人が企画した展示会もさることながら、对学校、对教员、对若者、对リピータ、对寄贈者等へのこれら広報活動の効果もあり、21年度の平和祈念展示資料館の入場者は、新型インフルエンザの影響を受けながらも、49,268人となり、20年度(入場者数44,272人)と比べ2.1%増加した。	
当該業務に係る事業経費	145,249千円	当該業務に従事する職員数	8名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>国民の理解促進や事業内容の周知等に必要広報を効果的に実施するとの目標に対し、当法人では、広報用デザインとして水木しげる氏のイラストを更にアニメ調の柔らかい画風に工夫し、「新宿ウォーカー」への掲載など若年層への広報、教员等教育関係者への広報、リピータへの企画展等の周知等をきめ細かな広報を積極的に実施したこと。</p> <p>これら広報活動の効果もあり、21年度の平和祈念展示資料館の入場者は新型インフルエンザの影響を受けながらも49,268人となり、20年度と比べ2.1%増加したこと。</p> <p>これらのことから「目標を大幅に上回って達成」したと認められる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>広報業務の実施にあたり、車額広告のように一つの広報で複数の目的(常設展と特別展)をもって実施するなど、また年間割引の適用(交通広告)など経費を効率的に使い費用節約の工夫を行っている。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(2) ホームページの充実 電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) ホームページの充実	常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を75万件以上とする。	<p>(1) ホームページの内容の充実</p> <p>平和祈念フォーラムの開催案内など、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともに、ホームページの上から催事への参加申込みが出来るシステムを活用し利用者の利便性の向上に努めた。特設展示コーナーや収蔵資料紹介コーナーなど、常に最新の情報を盛り込んだ内容の更新に努めている。</p> <p>7月に基金ホームページの情報ソースに平和、抑留、強制労働、シベリア、ソ連の5つのキーワードを追加。</p> <p>8月から9月にかけて、トップ画面のリニューアル製作をし、より検索しやすい画面構成に変更(9月28日更新)</p> <p>3月には、電子データ化された関係資料で基金記録史(設立経緯版)を掲載した。</p> <p>なお、イベント開催時は、当該イベントの開始前より期間中にかけて総務省が一般国民向けに発行しているメールマガジンに掲載し、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。</p> <p>さらにより多くの方に基金ホームページに興味をもってもらえるよう、新着情報に掲載している文字情報を文章が流れるよう新たにスクロール機能を3月に追加し、そこをクリックしても新着情報をみられるよう工夫を行った。</p> <p>◎ ホームページのアクセス件数(頁数)</p> <p>アクセス件数は、ホームページの内容充実を図ったことから約92万件(918,572)となり、目標の75万件以上のアクセス件数を達成した。</p> <p>また、基金のホームページにアクセスした件数のうち42.4%に当たる分が、更に展示資料館にアクセスされており、平成22年度に本格的な運用を行うこととしているインターネット資料館のサービスに努めることとしている。</p>

平成21年度アクセス件数(年度目標 75万件)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
65,090	74,840	75,041	90,462	109,808	76,249
10月	11月	12月	1月	2月	3月
83,904	75,501	67,172	66,308	60,930	73,267
合計	918,572	件	達成率	122.5%	

当該業務に係る事業経費	1,270千円	当該業務に従事する職員数	14名
-------------	---------	--------------	-----

■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA
---------------------	----

■ 評価結果の説明

ホームページのトップ画面をリニューアル製作し、より検索しやすい画面構成にするなどホームページ利用者の利便向上を図るとともに、「基金記録史(設立経緯版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、「インターネット資料館の構築」したこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を上回る約92万件のアクセスがあったことから、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率上昇は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心に置いたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、ウェブ上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有効な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実は、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項	
■ 中期計画の記載事項		
(3) 地方公共団体との連携 地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ、「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。		
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果		
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(3) 地方公共団体との連携	恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別慰労品を贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図る。	特別慰労品を贈呈するに当たり、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者からの請求書の記述内容を確認する必要があることから、前年に引き続き、各都道府県が保管する資料(陸軍兵籍、戦時名簿等)との確認を各都道府県に対して依頼した。各都道府県からの事実確認事務の進捗状況を見ながら、当法人の理事長名で必要に応じて事務の促進をお願いし、慰労品贈呈事務の促進を図ったことにより、21年度中に特別記念事業の審査事務が完了した。
当該業務に係る事業経費	0千円	当該業務に従事する職員数 10名
■ 当該項目の評価 (AA~D) A		
■ 評価結果の説明 特別慰労品を贈呈を速やかに行えるよう、地方公共団体との連携を図るという目標に対し、地方公共団体との緊密な連携を確保し、特別記念事業審査事務が完了したことは、「目標は十分達成した」と認められる。  「必要性」 地方公共団体の協力を得て、特別記念事業の軍歴確認が行われており、円滑な事業の推進には、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。  「効率性」 地方公共団体の協力を得て、申請者の陸軍軍歴等の確認が円滑に行えるもので、効率的な業務運営が可能となっていると認められる。  「有効性」 当法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、申請者の陸軍軍歴等の確認が円滑に行えるもので、地方公共団体との連携強化が有効である。		

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(4) 関係資料館との連携 基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(4) 関係資料館と連携	基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努めるほか、沖縄で開催する特別企画展及び神戸市で開催する平和祈念展においては、関係資料館との連携し、展示資料の充実を図る。	<p>沖縄県平和祈念資料館の学芸員等と展示内容、広報媒体、警備体制等について調整しつつ、平成21年5月14日～24日にかけて、同資料館「企画展示室」において、シベリア抑留と中国引き揚げをテーマにした絵画と漫画の「特別企画展」を沖縄県で初めて開催した意義は大きい。</p> <p>直轄の地方展示会として神戸市で予定されていた平和祈念展(神戸展)(6月4日～9日)は、5月16日に神戸市において、新型インフルエンザが確認され、やむを得ず中止になったが、姫路市平和資料館の学芸員の協力を得て準備を進めていたものである。</p> <p>更に、単に神戸展の中止をやむを得ないこととしないで、これに代わる直轄地方展示会として急遽、呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)の学芸員等と展示内容、広報媒体、警備体制等について調整を行い、平成21年11月18日～23日にかけて、同科学館「大和ホール」において、「語り継ごう！戦争体験の記憶」と題して、平和祈念展を開催することができた。これらの沖縄、神戸、広島での展示内容は、それぞれ地域によって特殊な事情があるため展示内容については地元の資料館と十分な調整が必要であり、そのことが連携協力関係を深めている。</p>	
当該業務に係る事業経費	0千円	当該業務に従事する職員数	13名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>全国14の資料館との連携に努めるという目標に対し、21年度は特別企画展として、初めて沖縄県の沖縄県平和祈念資料館と連携し、また、直轄の地方展示会は当初平和祈念展(神戸展)として姫路市平和資料館と連携して展示会の準備を行った。神戸展は新型インフルエンザのため中止となったが、その代わりとして呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)と連携を取り、それぞれが多数の集客を得ており、「目標を十分に達成した」といえる。</p> <p>また、それぞれの館長及び職員と当法人の理事長及び職員が事業の実施を通じて連携を深めたことは、今後の業務に置いて意義が深いものと考えられる。</p> <p>特別企画展 沖縄県平和祈念資料館(21. 5. 14～5. 24 11日間) 11, 144人(目標 3, 300人) 3. 4倍 地方展示会 呉市海事歴史科学館 (21, 11, 18～11. 23 6日間) 13, 464人(目標 5, 000人) 2. 7倍</p>			

「必要性」

今後当法人が廃止されるものの、平和を祈念するとの共通の目的の下連携を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは地方組織を持たない法人としては、地方展を成功させることは必要である。

「効率性」

平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。

「有効性」

運営目的が類似している資料館の担当者間と連携し協力体制を確立することは、地方組織を持たない法人が主催する展示会を成功させるには、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
(5) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(5) 職員の雇用問題	基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。	当法人は、22年9月末までに解散することとなっている。雇用確保の働きかけを必要とする職員(展示・フォーラム担当)が、平成20年度末(21年3月31日付け)で自主退職された。21年4月1日付けで業務見直しの結果として、書状等贈呈事業担当職員を1名、展示・フォーラム担当に配置替えすることとしてしていたが、職員が自主退職したため増員措置は実らなかったものの、計画的な業務見直し人事の成果はあった。11月には、国からの出向職員を展示・フォーラム担当職員に増員することができ、欠員に伴う雇用問題を発生させることはなかった。 従って、21年度には基金解散に伴う職員の雇用先確保の働きかけを行う必要はなかった。	
当該業務に係る事業経費	一千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>雇用確保の働きかけを必要とする職員(展示・フォーラム担当)が、平成20年度末(21年3月31日付け)で自主退職された。21年4月1日付けで業務見直しの結果として、書状等贈呈事業担当職員を1名、展示・フォーラム担当に配置替えすることとしてしていたが、職員が自主退職したため増員措置は実らなかったものの、計画的な業務見直し人事の成果はあった。11月には、国からの出向職員を展示・フォーラム担当職員に増員することができ、欠員に伴う雇用問題を発生させることはなかったことは「目標を十分達成した」と判断できる。</p> <p>「必要性」 長期的な視野で業務を管理することは、人事管理を行う上で必要なことである。</p> <p>「効率性」 計画的な人事管理により業務配分等で行うことは、人事管理の手法として効果的である。</p> <p>「有効性」 一定の展望に立った業務計画を持つことは、積極的な人事配置を可能とするものであり、雇用問題を回避できたことは、有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(6) 基金記録史の作成	これまでの基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し、ホームページへ掲載する。	昭和63年の認可法人平和祈念事業特別基金の設立時から現在までの戦後処理問題懇談会、議員立法の動き、法律等をまとめた「法人の設立の経緯等編」を法人のホームページに掲載した。 事業の実績等については、22年度中に掲載することとしている。	
当該業務に係る事業経費	一千円	当該業務に従事する職員数	4名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>基金の事業の実績等を内容とする資料を収集作成し法人のホームページに掲載するとの目標に対し、「平和祈念事業特別基金の設立の経緯等編」を法人のホームページに掲載できたことは「目標を十分達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」</p> <p>恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実態を後世に伝えることは、国としての責務であり、そのために法人のこれまでの実績をまとめることは、必要な業務である。</p> <p>「効率性」</p> <p>恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実績をまとめ、慰藉事業の実施機関である法人のホームページに掲載することは、広く国民一般に周知する手段として効率的であるといえる。</p> <p>「有効性」</p> <p>法人解散後が目前であることから、これまでの法人の収集した資料等の記録及び法人の記録史を残すことは、後世に記録をきっちりと引き継ぐこととなり、日本の戦後処理の体系的な位置付けを実証的に明らかにする上で有効である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5 その他の重点事項		
■ 中期計画の記載事項			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(7) 書状贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化	基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐため、CD-R化を行う。	基金の解散に伴い、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国へ引き継ぐに当たり、総務省と調整した結果、認定原議は、CD-R化は行わないこととした。このため、文書整理を行い、認定原議(現物)のリストを作成した上で、経費の節減を行うとともに、倉庫に移管収納した。	
当該業務に係る事業経費	一千円	当該業務に従事する職員数	11名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		
■ 評価結果の説明			
<p>書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐため、CD-R化を行うという目標に対して、総務省との調整の結果、総務省の指示に沿った処理を行うことにより、法人の保存文書の電子化経費については、全額留保を行った。このように執行形態の変更に伴い予算の節約ができたこと及び法人職員自らが認定原議(現物)のリストを作成し、経費の節減を図り、移管準備が終了したことは「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。</p> <p>「必要性」          労苦継承事業が国に引き継がれることが決定している中で、認定原議を国へ引継ぎぐことは、必要な処置である。</p> <p>「効率性」          書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐために、総務省との協議の末CD-R化を取り止め、認定原議リストを法人職員が自ら作成し、原議を倉庫に移管したことは、相互の意志確認が良く行われたことにより事務的にも経費的にも効率的に実施されているといえる。</p> <p>「有効性」          書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議を国に引き継いだことは、一つの有効な判断である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第3 予算、収支計画及び資金計画		
■ 中期計画の記載事項			
運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
予算、収支計画及び資金計画	運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。	<p>「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。資金計画をきめ細かく行うことにより、平成20年10月より新たに短期運用として譲渡性預金での運用を開始し、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図るなど堅実な資金管理を行った。</p> <p>また、ガバナンスの観点から四半期ごとに運用収入の実績を役員会に報告を行い、了承を得ている。</p> <p>その結果、見込み額を4百万円上回る411百万円の運用収入を確保した。</p> <p>更に、予算・決算及び日頃の契約事務(特に一般競争の徹底)を含めて、4人の体制で実施している。</p> <p>なお、平成21事業年度においては、運営費交付金債務が152百万となっており、交付された運営費交付金(698百万)の執行率は約78%となっている。また、当期総利益が140百万発生している。</p> <p>これは、事務体制の見直し等による人件費の抑制及び予算の執行管理と一般競争入札の徹底等によるものである。なお、法人が平成22年9月末までに解散予定であること、また業務目標を一定程度達成していることなどから、目的積立金は申請していない。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	5 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

## ■ 評価結果の説明

運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約411百万円、年利換算で2.04%を確保するなど堅実な資金管理に努めている。

また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。

さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を大幅に上回って達成」したと認められる。

なお、運営費交付金債務の執行率が78%と低く、また当期総利益が140百万発生しているが、これは事務体制の見直しや一般競争入札の徹底等による企業努力の結果によるものであり、妥当なものと考えられる。

### 「必要性」

法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。

### 「効率性」

法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で2.04%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。

### 「有効性」

運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第4 短期借入金の限度額 第5 重要な財産の処分等に関する計画 第6 剰余金の使途		
■ 中期計画の記載事項			
<p>短期借入金の限度額 短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p> <p>剰余金の使途 (省略)</p>			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
短期借入金の限度額		借入の実績はない。	
重要な財産の処分等に関する計画		重要な財産の処分等はない。	
剰余金の使途		独法通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として整理。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画		
■ 中期計画の記載事項			
施設及び設備に関する計画はない。			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
		該当なし	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	— 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	—		
■ 評価結果の説明			
「必要性」			
「効率性」			
「有効性」			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2. 人事に関する計画																			
■ 中期計画の記載事項																				
研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図ることにより、適切な内部管理事務を遂行する。																				
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果																				
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)																		
職員の研修	職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても能力開発の推進と意識の向上を図る。	<p>費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣。</p> <p>◎ 外部研修への派遣</p> <p>職員個々の能力向上のため外部機関の主催による研修について、積極的に知識や最新情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周知させることにより、知識の共有を図り、職員の能力開発を一層促進させた。</p> <p>なお、本年度は専門職員を特別に公文書館等職員研修会に出席させたものであり、デジタルアーカイブについての一層の知識を深めることにより、資料の整理に生かされたとともに、本人は千葉の大学に再就職が可能となっている。</p> <p>また、財務担当職員の必須である商業簿記についても、積極的に職員を研修に派遣した。</p> <table border="1" data-bbox="1220 997 1892 1465"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>主 催</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新入社員等防災研修会</td> <td>住友ビル管理会社</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会</td> <td>総務省関東管区行政評価局</td> </tr> <tr> <td>防火・防災管理講習</td> <td>東京消防庁</td> </tr> <tr> <td>平成21年度公文書館等職員研修会</td> <td>(新規)独立行政法人国立公文書館</td> </tr> <tr> <td>第28回政府出資法人等内部監査講習会</td> <td>(新規)会計検査院</td> </tr> <tr> <td>国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム</td> <td>人事院関東事務局</td> </tr> <tr> <td>情報公開・個人情報保護事例研修会</td> <td>内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局</td> </tr> <tr> <td>財務担当研修(3級商簿講義)</td> <td>(新規)TAC株式会社</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	主 催	新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社	情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会	総務省関東管区行政評価局	防火・防災管理講習	東京消防庁	平成21年度公文書館等職員研修会	(新規)独立行政法人国立公文書館	第28回政府出資法人等内部監査講習会	(新規)会計検査院	国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム	人事院関東事務局	情報公開・個人情報保護事例研修会	内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局	財務担当研修(3級商簿講義)	(新規)TAC株式会社
研 修 名	主 催																			
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社																			
情報公開・個人情報保護制度の運営及び文書等の管理に関する研修会	総務省関東管区行政評価局																			
防火・防災管理講習	東京消防庁																			
平成21年度公文書館等職員研修会	(新規)独立行政法人国立公文書館																			
第28回政府出資法人等内部監査講習会	(新規)会計検査院																			
国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム	人事院関東事務局																			
情報公開・個人情報保護事例研修会	内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局																			
財務担当研修(3級商簿講義)	(新規)TAC株式会社																			

当該業務に係る事業経費	24千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。</p> <p>これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(1) 環境対策 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(1) 環境対策	環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。	<p>(1) 環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進</p> <p>平成16年度に策定した環境方針に基づき、平成21年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を100%とした「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、当法人のホームページに公開した。</p> <p>また、職員に対し環境に配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけたことなどにより、全38品目において目標の100%を達成した。</p> <p>(2) その他の環境に対する取り組み</p> <p>策定した環境方針のもと、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパーレス化、廃棄物の分別、リサイクル製品の活用を推進した。</p>	
当該業務に係る事業経費	－ 千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA～D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」と認められる。</p>			

### 「必要性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。

また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。

### 「効率性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。

環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

### 「有効性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調査

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(2) 危機管理 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 危機管理	平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。	◎ 防火防災訓練の実施等 平和祈念展示資料館においては、平成21年10月9日の住友ビル全館の訓練に合わせ、危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝達、避難訓練及び災害時における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図った。	
当該業務に係る事業経費	156千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p><b>「必要性」</b> 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。</p> <p><b>「効率性」</b> 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。</p> <p><b>「有効性」</b> 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(3) 職場環境 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(3) 職場環境	メンタルヘルス、セクシュアルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。	メンタルヘルスについては、平成21年7月に人事院が国家公務員向けに作成、配布したメンタルヘルスのためのガイドブックを人事院HPよりダウンロードし、役職員に供覧周知し、職員の健康管理対策に努めた。 セクシュアル・ハラスメントについては、相談員として総務部長を指定している。 上記の取組のほか従前より行っている日常の管理体制を徹底することにより、21年度において担当に寄せられた相談、苦情等はなかった。 また、セクシュアル・ハラスメントについても、職員、非常勤職員の区別なく職場環境の問題として、意識して改善を図っていく。	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		
■ 評価結果の説明			
<p>メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、人事院のガイドブックを役職員へ供覧周知を行うなど、また、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための担当者の配置をしておき、この結果、今期、相談、苦情等はなかったことから「目標を十分達成」と認められる。</p> <p><b>「必要性」</b> 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p><b>「効率性」</b> 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p><b>「有効性」</b> 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>			

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成21年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項		
■ 中期計画の記載事項			
(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。			
■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(4) 内部統制・ガバナンス強化	役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を図る。	<p>週1回開催される連絡会において、各担当の事業進捗状況が報告され、職員相互の連携が明確に確認される。更に、理事長によって指示、承認されることにより、組織全体に意思が伝達される。</p> <p>役員会において、競争契約の執行状況(毎月)、資金運用状況(四半期毎)、予算執行見込み(四半期毎)、年度計画の進捗管理を監事に報告するとともに、必要な原因の説明を行い、質疑応答が行われた後、今後の方針が理事長によって決定される。これにより、内部統制・ガバナンス強化及び法人としての一体性の確保に努めている。決定された方針は、次の連絡会で指示・徹底される。</p> <p>21年10月には21年度計画の上半期事業の進捗状況を、22年1月には第3四半期の事業進捗状況をとりまとめ、計画達成のための見直し検討を行い職員のインセンティブの向上を図った。</p> <p>なお、法人の運営上の意思決定に当たっては、法人発足以来、「独立行政法人平和祈念事業特別基金文書管理規程(平成15年10月1日 規程第4号)」に基づき、全て理事長の決裁を得ている。</p> <p>また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定(平成17年3月31日規程第1号)」を定め、法人が所有する個人情報について漏えい滅失又はき損の防止その他適切な管理に努めている。</p> <p>具体的には職員等に対しては、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事している業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制して、個人情報の漏えい等の防止に努めている。</p>	
当該業務に係る事業経費	— 千円	当該業務に従事する職員数	16名

<p>■ 当該項目の評価 (AA~D)</p>	<p>AA</p>
<p>■ 評価結果の説明</p> <p>内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備するとの目標に対し、理事会や監事の出席する役員会における監視機能強化や業務の進捗管理をPDCAサイクルを用いて行い、目標達成のためのリスク管理体制の強化を図ったこと、さらに職員への意識向上や情報共有を図ったことから「目標を大幅に上回って達成」と認められる。</p> <p><u>「必要性」</u></p> <p>内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。</p> <p><u>「効率性」</u></p> <p>内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。</p> <p><u>「有効性」</u></p> <p>内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。</p>	